

平成19年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成19年3月6日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 川根本町副町長定数条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第 5 議案第 3号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)
- 日程第20 議案第18号 川根地区広域施設組合理約の変更について
- 日程第21 議案第19号 駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約について

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 島田市・北榛原地区衛生消防組合規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 1 8 年度川根本町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 1 8 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 1 8 年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 1 8 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度川根本町一般会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 6 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
収入役 職務代理者・ 出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開会 午前 9時00分

開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成19年第1回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長、助役、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席いたしておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（佐藤公敏君） なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月1日、町長から第1回定例会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり議案33件が町長から提出されております。

次に、監査委員から、お手元に配付のとおり平成18年度11、12、1月分の例月出納検査報告書が議会に報告されましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（佐藤公敏君） 行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成19年第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

平成18年度もあと残すところわずかとなりました。18年度は、7月の第20回森と湖に親しむつどい「奥大井接岨湖フェスティバル」、8月の文部科学大臣杯日本カヌージュニア選手権大会、11月の第60回全国お茶まつりの開催などを通じて、誕生間もない川根本町を県内はもとより全国に知っていただく機会となりました。また、接岨湖フェスティバルと全国お茶まつり、ともに2万人を超える参加者、来場者をお迎えし、川根本町の魅力や地域資源を県内はもとより全国に発信するという、当初の目的の一つを果たすことができたと考えております。また、こうしたイベントが、主催団体や行政だけでなく町民や町内地域各団体の参加と協力で企画運営されたことは、今後の地域資源の活用やその仕組みづくりを行う上で大きな成果を残しました。

接岨湖フェスティバルでは、「水」をキーワードに大井川流域の連携が図られ、今後続く活動の動きも出ております。カヌージュニア選手権では川根高校の大活躍が、カヌー競技の魅力を知らしめるとともに地元へ元気を与えてくれました。全国お茶まつりの主要事業である全国品評会での地元出品者の活躍や産地賞受賞などを、今後の地域づくりや地域資源の利活用、あるいは町のブランド力アップにつなげていきたいと考えております。合併して、本格的な川根本町のスタートの年度であった平成18年度を振り返ると、地域や各組織が主体的・総力的な取り組みを行い、他の地域と差別化された価値・魅力を創造し、地域の人々が地域に愛着と誇りを持てる機会の一つとなったと感じています。

一方、国政においては昨年9月安倍内閣が誕生し、「美しい国日本」の実現に向け、次の50年、100年の時代の荒波に耐え得る新たな国家像を描くとし、成長力の強化、何度でもチャレンジが可能な社会、国と地方の行財政改革の推進、健全で安心できる社会の実現等に取り組むとしております。魅力ある地方の創出では、引き続き地方分権を徹底して推進するとしております。いわゆる地方分権の推進がうたわれたのは、1993年の国会の「地方分権の推進に関する決議」にさかのぼります。この決議は、地方分権を推進する目的を、ゆとりと豊かさを実感できる社会を築くことにあるとし、そのためには地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、その期待にこたえるため、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等、地方公共団体の自主性・自立性の強化を図り、21世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務であると決議しています。経済成長を通じて所得水準の向上をもたらしたものの、多くの国民はそれを実感できず、真の豊かさを求めようとして成長優先の政策から生活重視の政策への転換が叫ばれました。地方分権を推進するのはゆとりと豊かさを実感できる社会を築くためであり、社会目標を成長優先から生活優先へと転換するためでもあり、生活重視となれば生活に身近な地方公共団体の果たす役割への期待が高まるので、その力を高めるためでもありました。

そうした中で、平成16年度からスタートした、いわゆる三位一体の改革が平成18年度分を

もって第1期が決着し、基幹税による税源移譲を3兆円規模で実現するなど一定の成果を上げました。課題は以前より指摘されていたものの、当分の間は大きな変化はないだろうと思われた地方行財政制度が動き出したことの意味は大きいものの、まだゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に至っておりません。三位一体改革までの地方分権改革を眺めると、国と地方自治体との役割分担には手をつけずに、国から地方自治体への関与の廃止・縮小に改革の焦点が絞られたとっております。これからの地方分権の次のステージの課題は、国の関与を減らす段階から地方自治体の役割を高める段階へと進めることと、地方自治体の役割を増加させて自立させる、上から下への改革だけでなく、団体自治から住民自治へとさらに踏み込み、下から上への流れを創り出す改革に着手することだと考えています。

新地方行革指針においても、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は地域において住民団体を初めNPOや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕組みを整えていく必要がある、これからの地方公共団体は地域のさまざまな力を結集し、新しい公共空間を形成するための戦略本部となり、行政みずからが担う役割を重点化していくことが求められているとされております。従来、公共サービスはもっぱら行政が提供するものと考えられ、行政と公共は一致していました。しかし、介護のように、これまで家庭が担っていた分野が公共サービスへと転化し、公共の範囲が広がってきました。また、同時に厳しい行財政事情の制約を受けて、すべてに対応していくことも不可能となりつつあります。そこで、民間企業の能力を活用するアウトソーシングと住民の活動を活用する地域協働をうまく組み合わせることが、より強く求められています。この新しい公の概念には財政状況からの制約とサービス需要の増加からくる効率の追求といった側面から、これまで官が担ってきた公共領域からの撤退が求められ、身近なことは市民も積極的にかかわっていこうという参加の要求という側面から、政策の形成・執行を住民が行政とともにやっていこうという協働や、住民が行政から自立して地域づくりなどの活動を進めていこうという自治が強調されます。これまで官が担っていた公共領域の民への開放が追求されます。

官のみが主体とされた公を見直し、これを民も担っていこうとするには、行政が真に担わなければならない分野は何か、官と民の役割分担に対する合意形成、自治体が維持すべきセーフティネットとは何なのか、公の意思形成への参画・公開・平等・自立などはどのような仕組みで担保されるのかなどをしっかりと確認していく作業が重要になります。その意味においても、地域的な特性を加味した自治基本条例の制定も視野に入れた取り組みを進めていく姿勢が求められております。

これらの前提となる情報の公開はもとより、住民との間ではさらに進んで情報の共有に努め、近く策定される川根本町総合計画をもとに地域の5年先、10年先の将来像を住民とともに共有することが新しい公の実現の第一歩と考えております。また、行政組織としては、昨年策定された行政改革大綱と、それに基づく集中改革プランの推進を通じて、生産性の高い行政運営に努めていきます。その基本として、第一に品質管理、町民の期待に合ったサービ

スを町民が負担してもよいという税金の範囲で時期を失することなく提供しているか、第二に法令順守、法令を違反していないか。また、法令違反をチェックする体制はできているか。第三にガバナンス、町民に向けた透明性のある運営や効果的な運営ができているか。という三大要素を強く意識して行政運営を進めてまいります。

また、当町のような農山村は、第一次産業の生産の場であると同時に地域住民の生活の場であり、観光客が訪れる場でもあるなど、さまざまな側面を有する空間であります。また、自然を上手に活用した生産活動が営まれていること、それが住民の生活とも密着しており、そのような生産活動や土地利用の状況、住民の生活様式が相まって、その魅力を創出しております。当町においても、こうした自然環境と生産基盤、生活環境の調和を図っていく必要があります。自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備や美しい景観を維持・回復する取り組みなど、美しく暮らしやすい川根本町を、下流域や企業やNPOとの役割分担、連携も模索しながら創っていきたいと考えております。

財政制約などのもとでは地域の自助努力により産業の付加価値や生産性を高めていくには、風土的・経済的・人的資源など地域資源の総力を結集し、地域の特性を生かした産業や雇用創造の取り組みが不可欠です。地域文化、自然環境、景観、産業技術、産業施設、文化遺産や産業遺産、スポーツを新たな視点で活用し地域ブランド力の強化・育成を進めるとともに、東アジアの経済発展や静岡空港の開港を見据えた広域観光ルートの形成や受け入れ態勢の整備、団塊の世代の大量退職時代を迎えての余暇増大や価値観の変化をとらえて、交流人口の増大を図るグリーンツーリズムの推進や受け皿の多様化を進めてまいります。

地域間の交流・連携は、地域が多様な個性、伝統や文化を含む地域資源への自覚、誇りを持つという意味で自立していくことが前提となります。川根本町が他の地域と差別化された独自の価値と魅力を持つことで、地域相互間でも、人・物・資金あるいは情報・知恵の移動や交流のニーズが生じ、活性化すると考えております。また、そうした自覚・誇りを持つことにより、戦略的な他の地域との連携も可能となります。地域の価値は、環境・景観・文化で決まると私は考えております。また、独自性のないものは通用しないし、またこの分野で洗練を続けた地域が持続的に支えることができると考えております。今後も、環境、景観、文化というのを大事にするまちづくりを進めていきたいと考えております。こうした基本的な考えのもと、19年度以降のまちづくりを進めていきたいと考えております。

今議会で御審議いただく平成19年度の川根本町の一般会計当初予算は総額56億2,000万円で、前年度と比べ8億6,000万円、率にしまして13.3%の減額となる緊縮予算を計上させていただきました。財源であります。財源の構成では自主財源が39.9%、依存財源が60.1%になっております。うち、地方交付税が歳入総額の38.3%と最も大きな比重を占めております。具体的な説明は後ほど議案の説明のときにさせていただきます。

今回提案いたしますものは、条例規約関係21件、指定管理者の指定1件、補正予算関係5件、当初予算関係6件の計33件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たっての

あいさついたします。

議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、原田全修君、5番、澤畑義照君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの11日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 川根本町副町長定数条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、議案第1号、川根本町副町長定数条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第1号、川根本町副町長定数条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

議案、1ページをごらんください。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日より市町村の助役にかえて市町村に副市町村長を置くものとされ、副市町村長の定数は条例で定めるものとされたことにより、川根本町の副町長の定数を定める条例を制定するものであります。

なお、改正法附則の規定により、改正法の施行の際、現に助役である者は平成19年4月1

日に副町長として選任されたものとみなすものとされました。この場合において、その者の任期は助役としての任期の残任期間と同一の期間とされています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、川根本町副町長定数条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第1号、川根本町副町長定数条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、提案理由の御説明をいたします。

議案、2ページから3ページ、新旧対照表、1ページから4ページをごらんください。

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日より施行されることによる関係条例の改正であります。

整備に関する条例第1条及び第3条の改正は、地方自治法の改正による引用条項の改正であり、第2条、第5条及び第6条の改正は、収入役制度を廃止し新たに一般職の会計管理者を置くものとされたこと、市町村の助役にかえて市町村に副市町村長を置くものとされたこと

とによる改正であり、第4条の改正は、普通地方公共団体の吏員とその他職員の区分が廃止され、一律に職員とされたことによる改正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第3号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第3号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案、5ページ、新旧対照表、6ページをごらんください。

本条例は、人事院規則の一部改正により、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しが行われたことによる町条例の規定の一部の改正であります。

今回改正は、国家公務員に準じて休息時間を廃止し、休憩時間は1時間を基本とします。このことにより、1週間の勤務時間40時間を確保するため、勤務終了時間は午後5時から午

後 5 時15分に変更されます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの説明で、人事院規則の改正によりということだったですけれども、うちの町の職員の状況を見ますと、朝 8 時15分から仕事が始まって 5 時に終わるという状況なんですけれども、その間に昼休みを 1 時間とっていて、その中が15分の休憩時間と45分の休憩時間となっているわけで、それを人事院の規則改正で休憩時間が15分廃止されて、今まで休憩としてとっていたもの、休憩45分を 1 時間に延ばすという提案なんですけれども、実際には昼休み中でも職員の方々は電話や住民の皆さん方への対応など、見えれば知らないふりはできないという状況で、もちろん心地よく対応されているということで、実際に 1 時間丸々休んでいるという状況ではないのではないかと思います。

終わりの時間も 5 時に終わって、それから集まって伝達のような反省のような、課長を中心にやっておられるし、その後から掃除もやっているわけで、これは皆、勤務状態ではないかと思うんですけれども。それで 5 時に帰る職員などほとんどなくて、全くないと言っているのかもしれないけれど、調べてないからわかりませんが、ほとんどの人が 5 時過ぎて帰っているのが現状ではないかと思えます。

今回の改正で、15分休憩時間がなくなることで、要するにその15分間を終了時間の延長の方に回してしまうということで、終業時間が 5 時15分になるわけですね。そうやって延ばしてしまうと、職員の方が実際に庁舎を出ることができるのは 5 時半過ぎごろになってしまうのではないかと、実質的に、思うんですね。これは一つの労働強化と言えるのではないかと。その点について町長のお考えをお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） すみません。私の方から御答弁をさせていただきます。

まず、前段といたしまして、終業時間を15分延長して 5 時15分としたということから触れたいと思います。現在、8 時前に町営バスが本庁に 2 便、それから総合支所の方で考えますと寸又峡発千頭駅着の便が 1 便到着しまして、そのバスでのお客様あるいはバス利用以外のお客様も開庁するのを待っている状態がありました。したがって、朝の開庁は今よりおこなうことは適切ではないと判断いたしまして、終業時間の方を15分延長して17時15分ということに決定いたしました。

終業時間を終えれば用事のない職員は速やかに退庁するようということで通知を出しておりますけれども、この改正が民間企業と比べましても決して過重労働を課しているという認識はございません。これによりまして支障や影響を及ぼすときは、職員の申し出により対処する規定を第 6 条第 2 項に定めてありますので、これにより対応が可能と考えております。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 昼休みの件に関しては、当番制で担当を決めておりますので、そうした持ち回りで昼休みの対応をしながら、もちろん基本的には住民のためのサービスの役場でありますので、必要があれば対応しなければならないと考えております。

また、総体的にまちづくり、あるいは先ほども言いましたけれども、公共サービスを提供することを考えれば、役場の職員というのは町民に対して模範となる対応をしていかなければならない。こうした15分の延長に関しても、そうしたことをすることによってまちづくりを一緒にやりましょうという意識が形成されれば、それも必要なことではないか、そんなふうに思っております。

ただ、特殊な要因あるいは体調、あるいは家庭環境等については十分管理者として今後とも配慮し、それなりの対応をしていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町民への模範になる、サービスの提供の充実になるということで、高い理想というか、心がけを職員の皆さんも持って、アンケートもされて、この方がいいということで早く始まる方がいいか、終業時間をおくらせる方がいいかのところをアンケートで聞いたら、後の方がいいと、町民の皆さんも便利になるだろうということで、そういう答えが多かったという説明が全協であったわけですがけれども、奉仕の精神だけで労働問題を判断することはできないと思うんです。

労働基準法の第32条には、「使用者は労働者に休憩時間を除いて1週間につき40時間を超えて労働させてはならない」、「使用者は1週間の各日については労働者に休憩時間を除き、1日について8時間を超えて労働させてはならない」というふうに、してはならない規定がされています。これは、先ほど町長、所信表明で法令順守ということを強調されましたけれども、まさに法令順守をするのは行政の役割であって、それこそが民間に示さなければならない姿勢ではないかと思うんですけれども。今回のこの改正によって今まで8時15分に庁舎に入ればいい、それと、課長が言われたように用がない者は早く帰っていいよということであれば、5時には終わったら帰っていいはずの状況から15分延長されるということで、結局、働く時間の延長になるのではないかと思うんですけれども、この働く時間が拘束時間の延長になるのではないかと思うんですけれども。この拘束時間がふえるということに対して、町長はどのようにお考えですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは、法令とかそういったものに違反するという認識は持っておりませんし、当然やるべき仕事をその時間内にやるということでありますので、どうと言われても、これは当然やるべきことだということで、私は認識しております。

また、当然こうした部分でも、労働環境というのはさまざまな立場の方々がいい状態を維持していかなければならないということで、それは当然管理者としてさまざまな分野で労働

条件あるいは環境の整備というのは考えていかなければならない。このことに関しては一つの全国的な流れにのっとったものでありますので、法的に問題があるという認識は持っておりません。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 先ほどの2回目の質問で、私の言いたいことが届かなかったようですけれども。要するに、今まででも5時に終わって7時間45分の労働時間ですね。そういう状態の中で15分くらいは終礼とかお掃除で使って、5時15分くらいが退庁の状況になっているのだろうと私は思っていたわけですよ。だから、8時間労働にきちんと対応していると。だけれど、今度の改正によると、ぴったり8時間勤務しなさい。その後、終礼や掃除がありますよということでは、8時間を超える労働時間になるのではないかということ、私は言いたかったわけです。

それで、こういう労働条件を変更することに対しては労働基準法では、労働組合のない職場においては働く者の過半数を代表する者が使用者と協議をして、文書による了解を得なければならないというふうになっているわけですけれども、こういう労働組合がない、職員組合がない当町において働く人たちの代表というのもよくわからないわけですけれども、互助会のようなことで代理できるのかどうかかわからないですけれども、職員の人たちの代表者、過半数を代表する者との協議というのは、きちんとこういう場合にされているのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） ちょっとくどくなりますけれども、現状は8時15分から12時15分と、その中に休憩時間が15分入っておりますけれども、これはあくまでも休憩時間は勤務時間に含まれているということでございます。休憩を45分とった後、午後1時から5時までの午後の就業ということで計8時間ということでありました。

今回の改正によりまして、人事院規則の関係で休憩時間を廃止するということになったものですから、これを廃止するとともに休憩を12時から1時に、ここで完全に休憩時間を定めてございます。したがって、8時15分の始業時間は変わりませんが、8時15分から12時までを午前の部、これが3時間45分、それから休憩時間を挟みまして午後1時から15分延長の終業を17時15分ということで、4時間15分。あわせまして8時間ということで考えておりますので、休憩時間が廃止されて休憩時間を1時間にしたということで、全体の就業時間ですね、1日8時間ということには変更はないと思います。

職員組合はございませんので、どのように相談したかということでございますけれども、庁内の最高の決定機関と申しますか、それは課長会議でございますので、課長にその旨を説明し、課内の意見を集約していただいて、その結果がこのような結果になったというふうに考えておりますので、どうか御理解をいただきたい。

それから、5時15分に終わって後の掃除であるとか、その日の反省あるいは翌日の日程の説明をいたしますけれども、それはあくまでも勤務時間ではないものですから、これは役場

の職員に限らずどこの企業でも、町内の企業でもそうだと思うんですけども、必ずそういうことはやっていると思うので、特別に今回の改正が町役場職員の過重労働とか、そういった問題に発展するというふうには認識はございませんので、どうか御理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第4号、川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第4号、川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案、6ページから7ページ、新旧対照表、7ページから8ページをごらんください。

本条例は、地方自治法の改正による関係規定の改正と川根本町行政改革大綱実施計画に基づき、議会の議員の費用弁償等の支給について見直し、現在一律議長2,600円、議員2,200円の定額支給に、定額の2分の1を支給する範囲を規定するものであります。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第4号、川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等
に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第7、議案第5号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第5号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

議案、8ページ、新旧対照表、9ページをごらんください。

本条例は、川根本町行政改革大綱実施計画に基づき、特別職の職員で常勤の者の給料について見直し、平成19年4月1日から町長の給料月額を5.41%引き下げ、月額70万円と、副町長の給料月額を5.04%引き下げ、月額54万6,000円に改正をするるとともに、地方自治法の改正により収入役の給料等の関係規定を削る改正をするものであります。

なお、給料の額の見直しにつきましては、平成19年1月30日に開催しました特別職報酬等審議会に諮問し、今回の改正案と同額の答申をいただきましたことを御報告いたします。

御審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告とちょっと違いますけれども、新旧対照表、全協でも述べたんですけれども、海外旅行旅費定額表というのがあります。そこに支度料というのがあります。海外旅行に行くときは1カ月に満たない場合は町長7万円、副町長6万6,000円、1カ月以上の場合は10万円、8万円というふうに定められていますけれども。私は以前から、今の時代において旧態依然とした支度料ですね、もともと支度料が定められた経緯を見ますと、戦後の間もないときに公務員の給料が低くて、本当に海外に出張しなければならないようなときに旅行かばんもなかなか買うのも大変、背広を新調するのも大変ということで、恥ずかしくない格好ができるようにということでこういう支度金ができたといいのを、私は聞いたことがあります。ですので、報酬等審議会に提案をするのだったら、こういうことを提案していただきたいなと思って、ずっと何回も言っているんですけれども、いまだに改定がされません。

今回の議案の内容とはちょっとずれますけれども、せっかく新旧対照表がこうやって示されたものですから、その点について町長のお考えを伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 法令とかこうした制度というのは、いろいろな状況を想定して整備されたものだというふうに私は考えております。したがって、そういった場合、本当に必要な場合もあるだろうと私は思っておりますので、この規定に関しては現時点においては必要な制度ではないかというふうに思っております。

ただし、それを、例えば町長の場合、そして今自分が町長という立場を考えていけば、それを受け取るのかということに関しては適正な判断をしていかなければならない。例えば、自分の状況が改めて支度をするような状況でなければ、それを受け取らないというか、それを使用しないこともあるだろうと。でも、私は幾ら海外旅行が一般化されたといっても、やはりそういったことを支度するということもあるだろうと、そういったことも想定して、こういったものが制定されているというふうに考えております。

さまざまな環境の中で、時代の要請、時代の変化というのも考えていかなければならない。それも議員御指摘のとおりでありますけれども、このことに関しては現時点では制度としては必要ではないかと、そんなふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 過去、薄給といいますが、民間に比べて給与が少なかった、低かった公務員の時代にできたものを、今、町長の報酬、今回5%少しですか、引き下げをするんですけれども、それでも70万というかなりの、町内の住民の人たちの平均所得あるいは平均以上の人の所得から見ても、負けないくらいの報酬が保障されている状況だと思います。

そういうときに、こういう支度料についての町長の考え方、支度料が必要なこともあるだろうと、支度することが必要なこともあるだろうということでしたけれども、支度することが必要があったとしても、私は今の報酬の中においては自分の力でやれること、町民に自助努力を求めている町長としては非常に矛盾した答えではないかというふうに思いました。見直さない、必要だというふうな考え方を言われたんですけれども、全協では助役も必要があれば見直しをしていくという考え方だったわけですから、もう一度町長に、本当にこのお金がなければ支度ができないのかどうか、必要な支度ができないのかどうか、あなたの報酬の中において考えていただきたい、その答弁をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 自分が本人ですので、非常に答えにくいところがありますけれども、それはちょっと割り引いて聞いていただきたいと思います。

町長をやった場合には、当然これはすべて365日あるいはずっと町長の仕事の中ですべて70万ということで賄うわけでありまして、したがって、全くそのほかに収入がないということも想定されるわけです。そういったことを考えれば、そういった状況においても町長という仕事に専念できて、常に町民あるいは地域に対して目を向けていく状況をつくり出していくことも必要なことではないかと思っておりますので、私は、この70万というのが高いか悪いか、それは時代によっても、あるいはそのときの経済環境でも変わってくると思いますけれども、そういった一律に役場の職員の中で一番高いから、すべてのことがそれで賄えるのではないかという考えは違っていると、私は思っております。海外旅行という非日常的なことをする場合、それに対して必要なことはまたそれで見ていくという、そういった制度があって初めて今後も町長という立場をしっかりと維持できるのではないかと、私はそう思っています。

ただし、くどいですがけれども、先ほども言ったように、改めてそういう支度をする必要がないなら、そのお金を活用することはないだろうと。ただし、改めてそういった支度をするものがあれば、あるいは先ほども議員おっしゃったように、長という一つの看板を背負っていくわけですので、それにふさわしい格好をするときに、ある程度支度が必要な場合もあるだろうと。それが絶対ないと言い切れないわけですから、制度としては残すべきではないかと、そんなふうに思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 反対するつもりはなかったんですけれども、町長が、町長自身のことというふうに聞いてしまうものですから、つい反対の手を挙げてしまったわけですが、町長は町長自身、自分自身のこととして答えたのではないだろうと、割り引きながら

討論をさせていただきます。

ただいまの町長の答弁の中でも、役場の職員の中で一番最高額、それから、海外旅行費の定額表の支度金は自分が必要としなければ、それを受け取らないことだろうと思いますけれども、活用しないこともあるだろうというふうに答えられました。

今回の議案の提案の理由の一番大きなものは、町の行政改革大綱に基づいてむだな支出をなくそうと、見直そうということが一番大きな目的だったと思います。そうだとしたら、私はまさにこういう支度料こそ自分でやるべきだと。みんな自分で支度をして行くわけですよ。給料をしっかりと保障されている町長、助役において、副町長において、自分の旅行の支度ができないという給料ではないと私は判断します。町民感情を代弁して、町長の考え方に対して賛成できないことを表明して反対討論とします。

(「議案の反対になっていない」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 鈴木多津枝君の今の討論は、改正の対象になっていない部分についての討論でありますけれども。

11番(鈴木多津枝君) 改正の趣旨は行政改革大綱でしようと言ったじゃないですか。基づいてでしょう。財政削減でしょう。

議長(佐藤公敏君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで討論を終わります。

これから、議案第5号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立多数です。

したがって、議案第5号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第8、議案第6号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第6号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案、9ページ、新旧対照表、10ページをごらんください。

本条例は、議案第6号の特別職の職員で常勤の者の給与について見直し、改正をすることに関連し、教育長の給与についても見直しを図り、平成19年4月1日から教育長の給料月額を5.05%引き下げ、月額50万8,000円とするものであります。教育長の給料の額につきましても、平成19年1月30日に開催しました特別職報酬等審議会におきまして御審議いただき、改正案と同額とする答申をいただきましたことを報告いたします。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第6号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について、提案理由の説明をいたします。

議案、10ページから11ページ、新旧対照表、11ページから13ページをごらんください。

本条例は、平成17年の人事院勧告による給与構造の改革を推進するため、年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務、職責を端的に反映できるよう、管理職手当を定率制から給料表職務の級別に、管理職手当の区分別定額制に移行するための規定を整備するもの、少子化対策に対応し、3人目以降の子等に係る支給月額を1,000円引き上げ月額6,000円とするもの、及び職員の職務に社会福祉士を追加するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 管理職手当を給料の100分の25以内、つまり4分の1以内というふうに定めるわけですがけれども、現在当町の管理職手当の最高額はどのような状況なのか、伺います。また、この100分の25以内と定めることによる影響があるかどうかをお聞きいたします。

それから、あとの方の扶養手当の件ですがけれども、2人までを6,000円、それ以上のものは1人につき5,000円として今までいたのを、扶養家族全員を6,000円とするということで、5,000円から6,000円に扶養手当がふえるということになるわけですがけれども、この影響ですね。対象者数見込みがわかればお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） それではお答えをいたします。

管理職手当の最高額ということでございますけれども、管理職手当に対しましてはその職の指定と額を規則で定めておりますが、第2条におきまして参事相当の職に従事する職員として、その者の給料月額の100分の15の額を最高額としています。額を申し上げますと、6万7,440円ということになります。

この最高限度額を定めることによる影響ですがけれども、現在規則等でこれを定めていくべく検討中でございますが、確かなことは申し上げられませんが、影響額は最小におさめたいと考えております。いずれにしましても、これから検討していきますので、ここでの明確なる御答弁はお許しをいただきたいと思っております。

それから、扶養手当でございます。5,000円から6,000円になる対象者数の見込みでございますけれども、今回の一部改正におきまして、これは少子化対策に対応し扶養親族である子等のうち3人目以降に係る支給月額を1,000円引き上げたいものですけれども、その扶養対象者数は現在12名でありまして、額的には影響額は14万4,000円ということになります。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第8号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第8号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案、12ページ、新旧対照表、14ページから15ページをごらんください。

本条例は、職員の旅費の支給方法に職員の自家用自動車による旅行の旅費支給を導入するために、関係規程を整備するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例
について

議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第9号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第9号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案、13ページから14ページ、新旧対照表、16ページをごらんください。

今回の改正は、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業の認定を得て建設しております地域資源活用総合交流促進施設の設置に伴う、釜炒茶用製茶機械と手もみ茶ホイロの使用料を追加するものであります。

釜炒茶用製茶機械の使用料は、15キ口型機、生葉投入1杯が1,000円、手もみ茶ホイロの使用料は、1ホイロが500円とするものですが、茶手もみ保存会の使用に当たっては1ホイロ300円とするものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第12、議案第10号、川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第10号、川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案、17ページをごらんください。

この条例の一部条例案は、行政改革大綱に基づき組織機構の見直しを進める方針のもと、観光施設にかかわる附属機関を統合するものです。具体的には、川根本町奥大井音戯の郷、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ、フォーレなかかわね茶茗館の運営に関する委員会を川根本町商工観光委員会に統合し、委員の皆様各種委員会等の委嘱軽減を図り、新たな行政課題に取り組む組織をつくるため条例の一部を改正するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町奥大井音戯の郷条例及び川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を
改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第13、議案第11号、フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第11号、フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案、19ページをごらんください。

この条例の一部条例案は、議案第12号のとおりフォーレなかかわね茶茗館運営委員会を商工観光委員会に統合するものであります。また、現行無料で貸し出している多目的スペースを各種団体に低料金で使用してもらい、効率的な施設運営を図るために改正するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、フォーレなかかわね茶茗館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第14、議案第12号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第12号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

当条例第3条第2項の住宅の名称及び位置をあらわす別表中、昭和29年度に地名185-5他に竣工建設いたしました地名団地につきましては老朽化が著しく、建てかえが急務となっておりますので、町住宅総合計画に基づき、特に現入居者への配慮、高齢者対応、今後の公営住宅の需要を勘案し、今年度、地名60-1に木造平屋建て、2タイプの3棟、6戸を建てかえし、平成19年度から入居使用するものであります。したがって、変更となる位置、竣工年度、床面積をあらためるものであります。

以上、提案理由といたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第15、議案第13号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第13号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

当条例第3条第2項で規定する若者住宅の名称、位置、構造及び戸数を別表第1で示してありますが、昨年度に引き続き、町営住宅総合計画の重点プロジェクトとして若者を迎え入れる住宅環境の一環とし、持ち家取得促進のために、また少子高齢化対策の一方策としまして、今年度も同位置にA2号棟、木造2階建て、家族向け3戸を建設いたしましたので、別表第1中に棟の名称、構造、戸数を追加するものであります。

以上、提案理由といたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 川根本町福祉センター条例の一部を改正
する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第16、議案第14号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第14号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案、22ページをごらんください。

川根本町福祉センターにおきましては、川根本町福祉センター運営協議会を設置し、運営を図っております。当施設においては平成18年9月、施設の効果的な運営を図るため指定管理者制度を導入したところであります。さらに効率の高い行政運営を図るため川根本町行政改革大綱が制定され、組織、機構の見直しを図る中、川根本町福祉センター運営協議会を(仮称)川根本町福祉施設運営委員会に統合し、委員の皆様の各種委員会等の委嘱軽減を図り、新たな行政課題に取り組む組織をつくるための条例の一部改正をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 川根本町創造と生きがいの湯条例の一部
を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第17、議案第15号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第15号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

議案、23ページをごらんください。

川根本町創造と生きがいの湯におきましては、川根本町創造と生きがいの湯運営委員会を設置して運営を図っております。当施設においては、平成18年9月、施設の効果的な運営を図るため指定管理者制度を導入したところであります。さらに効率の高い行政運営を図るため、川根本町行政改革大綱が制定され組織機構の見直しを図る中、川根本町創造と生きがいの湯運営委員会を、(仮称)川根本町社会福祉施設運営委員会に統合し、委員の皆様各種委員会等の委嘱軽減を図り、新たな行政課題に取り組むための組織をつくります。

また、入浴施設利用において平日の午前中の利用者が極端に少ないため、平日の利用開始時間を3時間おくらせ、現行午前10時から午後8時までを午後1時から午後8時までとし、効率の高い施設運営と経費削減を図るものです。

なお、この改正内容については川根本町創造と生きがいの湯運営委員会において審議いただき、承認いただいております。

以上、委員会の統合、人件費の抑制及び施設維持費の見直しにより財政の健全化を図るための条例の一部改正をお願いするものであります。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町創造と生きがいの湯条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第18、議案第16号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第16号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、第2条第3項及び第13条中「8万円」を「9万円」に改めるものです。この改正については、国民健康保険法の一部が改正され、介護納付金に係る被保険者の所得割額と資産割額の合算額による介護納付金の基礎課税額が8万円から9万円に引き上げられたもので、本町の税条例も国民健康保険法の改正に伴い改正するものでございます。

同じく、国民健康保険法及び施行令が改正されたことによる条項の変更に伴う改正と、字句の改正を行うものであります。また、平成16年度税制改正に伴う経過措置として、附則6に平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例、附則7に平成19年度分の公的年金所得に係る国民健康保険税の減額の特例、附則8に平成18年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例、附則9に平成19年度における国民健康保険税に係る所得割額の算定の特例が、それぞれ追加されます。

この改正については、平成16年度中の税制改正において公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止が行われたことに伴い、影響を受けることが予想される被保険者に対する緩和措置として個人住民税の算定に当たり、公的年金控除または老年者控除があった方における控除額の金額を定めたもので、平成17年1月1日現在において65歳以上の方について段階的

に、本来補てんすべき保険税に移行しやすいよう、平成19年度末までの特別控除を講じたものであります。

なお、昨年の本算定までは旧町ごとの税率による暫定条例で執行していたため、川根本町国民健康保険税条例が制定される前で改正ができませんでしたので、今回の改正となりました。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告したとおりに従って質疑をいたします。

介護部分の限度額が8万円から9万円に引き上げるということで、ただいま国保法の改正による改正だというふうに言われましたけれども、8万から9万円になった、その額の根拠というのは何なのか、おわかりでしたら答弁をお願いいたします。それから、通告では額の根拠というふうには出さなかったんですけども、根拠というふうに出したんですけども、今、国保法の改正ということでしたので、もしそちらの方でお答えくださるならもう少し詳しく答えてください。

それから、介護部分で限度額になる方について、医療部分でも同じように、この人たちは限度額に該当するかどうか、お聞きします。

それから、3点目は、今回の限度額引き上げで影響を受ける人たち、全協で19世帯というふうな説明があったんですけども、保険税額が、もし医療部分も引き上げになると9万円プラス53万円ということで62万円、年間の保険料となるわけですけども、同様の所得の場合に、もし社会保険の人だったら本人負担額がどれくらいになるのか、比較を、幾つかのモデルで示すことができればお願いいたします。

それから、附則第34条の第5項の後に、10項までの間に、6項、7項、8項、9項というふうな4つ追加するわけですけども、これは先ほども町長から説明がありましたように、公的年金控除の廃止とか高齢者控除の廃止ということで、所得割がふえてしまうだろうということに対して、町長は改正に移行しやすくするための経過措置だというふうに言われましたけれども、いわゆる激変緩和措置だろうと思います。この激変緩和措置による影響ですね、それぞれ年を追って出されているわけですけども、附則が出ているわけですけども、わかればお願いいたします。何人の人たちにどのような影響が及ぶのかという点でお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それではお答えさせていただきます。

最初に御質疑がありました件でございますが、これにつきましては先ほど答弁でありましたように、国民健康保険税の一部改正がされたということでございますけれども、法的根拠

につきましては地方税法の第703条の4の第17項及び26項の規定によって、18年度から介護納付金の基礎課税最高限度額が9万円に定められております。それに伴いまして、ちょっと横道へそれるかもしれませんが、8万円から9万円に引き上げられたことによりましてどのような影響が当町にあるかという、根拠も踏まえて申し上げますと、まず、限度額を超える世帯数及び当該世帯の第2号被保険者数の動きでございますが、これは平成18年度8月の本算定の数値をもとにして算定させていただきましたけれども、世帯数が51世帯から32世帯になります。19世帯の減でございます。それから、被保険者数につきましては95人から61人になりまして、34人が減になるわけでございます。

それらに伴いまして、金額的にどういうふうに影響なってくるかということを試算させていただきましたところ、まず、8万円の場合には51世帯でございましたので408万円が税収入でありましたけれども、今回9万円となりましたので、9万円以上の方が32名ですと、掛けていただければ288万円になるかと思えます。それでは、その間はどうなるのかといえますと、例えば8万1,000円から8万9,000円の間の方々ですけれども、これは何名になるか、現時点では積算しないとできませんので、例えば8万5,000円の場合にはどうなったかといえますと、19名が該当しますので、それを掛けていただければ161万5,000円となるわけでございます。そうしますと、先ほど言いました8万円の段階の408万円に対しまして、9万円以上になった場合には合計しますと449万5,000円になります。そうしますと、どれくらい上がったのかというのがわかります。それは41万5,000円がふえるわけでございます。そして、それらで計算してみますと限度額に達しない中低所得者層、これは第2号被保険者の方でございますが、その方々への負担軽減額は年間1人当たり423円でございます。世帯数で見ますと550円くらいが見込まれるというように試算されるわけでございます。したがって、それらを見ますと、9万円に引き上げた場合では、限度額に達しない中低所得者層の第2号被保険者に対して負担を強いることが考えられるのではないかとということと、国においてもそれらの結果になることから、早期に9万円の限度額を引き上げるということであろうと考えているわけでございます。

次に、第2点目の介護部分での限度額になる人という御質問でございますが、介護額で限度額を超えている世帯については、医療でもすべての世帯で限度額を超えております。しかし、国保税には世帯課税のため医療対象者が世帯に何名いるかにより異なってくるわけでございます。医療対象者は3から5人、介護は1から2など、国保は世帯ごと、社保は被保険者ごとと計算対象が違うので正確な比較はできません。そこら辺があります。

それから、社会保険の人の本人負担の比較を幾つかモデルにということでございますが、まず最初に医療保険でございますが、国保税につきましては4方式というのがございまして、所得割、試算割、均等割、平等割ということがありますけれども、これは給与所得額に対して計算されるわけでございます。社会保険につきましてはその反対で、収入額で保険料を算出します。例えば、月額に対しまして1.23%掛けるということで、掛ける数字が違ってきて

おります。したがって、それを比較するのはどうか非常に難しい点がありますけれども、幾つか試算をさせていただきます。

まず最初に、例えば、これは被保険者が1名で給与収入が1,180万の場合、それからそれに対する給与所得額が951万円の場合の試算をさせていただきますと、国保税の方が4万4,160円で、社保が8万でございますので、約3万6,000円ほど国保の方が安くなります。介護保険の試算で言いますと、同じような数字で見ますと国保から社保を引きますと4,500円ぐらいが安くなってきております。また、詳しいことにつきましては資料を提出させていただきますけれども。

次に、附則の件でございます。附則の件につきましては非常にわかりにくい点がございましたと思いますけれども、これにつきましては恐らく税源移譲で所得率が下がったことで、国保税の所得割額が減るのを防ぐ措置かという御質問だと思います。御承知のとおり、国保税は所得税率ではなく所得金額を基礎として課税しております。附則第6項から9項につきましては、平成18年度から実施されています個人住民税の公的年金控除の見直し及び高齢者控除の廃止に伴いまして、個人住民税の算定となる所得金額や個人住民税が増加する高齢者については、国保税も増額となってくるわけでございます。このため、このような被保険者の国保税の所得割額の算定について、平成18年度から2年間、激変緩和措置を講ずるものであります。

6項、7項につきましては、これは低所得者に対する軽減判定基準にかかわる緩和措置であり、公的年金控除額が20万円引き下げられたため、逆に所得としては20万円ふえることとなりますので、公的年金所得については、以前からありました15万円上乗せ控除に、18年度は20万円の3分の2の13万円をプラスしまして28万円というわけでございます。また、19年度につきましては、20万円の3分の1の7万円をプラスしまして22万円を上乗せ控除し、軽減基準の所得を判定するものであります。

最後でございますが、8項、9項でございます。それにつきましては、公的年金控除の見直しに伴う国保税の賦課に対する激変緩和措置でございます。さきに説明したとおり、公的年金と控除が20万円引き上げられたために、激変緩和措置として平成18年度は13万円、19年度は7万円を上乗せして控除し、急激な変化をしないよう講ずるものであります。

また、最後の御質問にありました公的年金控除とは65歳以上の方の控除を言いますが、平成17年1月1日現在65歳に達している人全員がこの適用を受けます。平成17年度中に65歳になられた方につきましては新法が適用されますので、この規定は適用されません。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 社会保険の場合との比較で、本当に大変なことをやっていただいてありがとうございました。とても予想と違って、国保の方が4万円弱安くなるという答弁だったんですけれども、社保が8万円でのケースだと。これは本人負担分だけでしょうか。

2分の1は事業者が負担するとなっているんですけども。もしかして事業者負担も入れた8万円ではないかなと思ったんですけども、違うのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 社会保険につきましては、これは本人負担の比較だと思います。ちょっと確認はしてございませんけれども。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第16号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第16号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時50分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課長。

町民課長（西村太一君） ここで少し時間をいただきたいと思います。

休憩前におきまして議案第16号中の質疑の中で、私が答弁いたしました社会保険との比較において、8万円は全額個人負担という答弁をいたしました。この中には事業者負担の2分の1が入ってございますので、半分の4万円となるわけでございます。したがって、国保との比較で4,000円が国保の方が高くなるということになります。慎んでおわび訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第19 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について

(川根本町奥大井もりのくに)

議長(佐藤公敏君) 日程第19、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町奥大井もりのくに)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

議案、27ページをごらんください。

現在、川根本町奥大井もりのくにの施設につきましては、営業業務委託契約を締結し運営しております。今回、4月1日より公の施設の指定管理者制度へ移行するに当たり、大新東株式会社静岡支店ほか2社より指定管理者指定申請書の提出があり、2月14日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請者の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を大新東株式会社静岡支店、支店長、鈴木文雄に選定しました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議案を上程いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 指定管理者を大新東へ指定する議案ですけれども、指定管理者の公募の方法と、公募を始めて説明会が翌日に行われたという説明だったと思うんですけれども、大変短いわけですけれども、その短くした理由。私が短いと感じるのか、ほかでもそういうものなのかどうか、その点について伺います。

それから、申請書類提出まで約1週間なんですけれども、この1週間の期間で、最初の質問と関連するんですけれども、情報の収集という点からも、現在委託されている大新東さんは非常にわかっているわけだから有利ではないかと思うんですけれども、これで公平と言えるのかなという疑問があります。担当当局の方のお考えを伺います。

それから、大新東に入札を行って指定したというんですけれども、実績評価をされたということなんですけれども、どういうところで評価されたのか、その根拠を伺います。

それから、年550万円の指定管理者への委託料を契約するということなんですけれども、その理由として、直営のときも施設管理費で700万円ほど支出をしていたと。それで、保守点検委託料などこういうものをすべて指定管理者に見てもらおうようにするので、収益が200万弱見込まれるので、550万円足して700万円ぐらいの施設管理費を指定管理者が相殺できるだろ

うというふうな説明だったんですけれども。入客の収入はすべて指定管理者に入るとする中で大新東が利益を上げるとすれば、かなり施設を稼働しなければならない。そういうことでは施設の修理とか修繕費もこれからますますかさんでくるのではないかと思うわけですが、委託料まで払うというのでは、町の負担はふえる一方ではないかと思えますけれども、550万円について町が指定管理者に払う、根拠は保守点検委託料などの施設管理費だという説明ですけれども、それを出さなければいけないということは、過去の株式会社もりのくになどが経営していたときと比べて妥当かどうか、そのことについてどういうふうに考えるのか、指定管理者にすることの意義をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 鈴木多津枝議員の質疑にお答えします。

議案第17号ですけれども、最初に指定管理者の公募方法、期間が短い理由はということですが、これについては1月22日のホームページに出しまして、募集期間は1月30日から2月9日までとしたわけなんですけれども。説明会の開催を1月31日にしまして、これは11社の出席がありまして、今の質疑の中で公平とは言えないのではないかということなんですけれども。募集期間は2月9日までだったんですけれども、説明会の開催をこの中の1月31日にしたというのは、説明会の資料の中に過去の実績、いわゆるもりのくにの経過とか、来場者数とか、もりのいずみだけではなくコテージもありますので、また食堂・売店等々の収益事業についての資料を現地説明会において分けております。

3つ目の、大新東に指定した理由、実績評価の根拠は何かということですが、これについては川根本町内に助役を委員長とした指定管理者審査委員会があるわけなんですけれども、申請を出してきたものが3社だったものですから、2月14日にこれのヒアリングを実施しております。実績評価の根拠ということですが、選定の理由として、ここに評価項目等あるわけですが、事業実施に対する基本的な考え方、実施体制に対する考え方、継続性とか安定性。これはこの指定管理が3年スパンということだものですから、継続性・安定性を見たわけです。また、誘客能力、効率的な管理運営の点ですぐれているのではないかと。また、議員の質疑の中で550万の指定管理の委託料をする理由等あるんですけれども、委託経費については毎年度見直しをした協定書を交わす予定です。

また、質疑の中で、修繕とか修理費が大きくなるわけだからということですが、これについては協定書の中で売り上げの5%をストックしまして、それを修繕に充てようと考えております。また、指定管理者を受けた会社についてのメリットとしては、昨年12月議会で議決していただきました指定管理者による利用料金の場合、料金の1.5倍を乗じてできるということですので、これによって企業努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの課長の答弁の中で確認したいんですけれども、町へ売

り上げの5%を積み立てて修繕費に充てると言われたんですけども、間違いはないですか。

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） 指定管理者とまだ協定書を結んでいませんけれども、その協定書を結んで、そのようにしていきたいと思っております。

以上です。

（「利益か売り上げか、どっち」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 企画観光課長。

企画観光課長（羽根田泰一君） すみません。失礼しました。利益です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 川根地区広域施設組合規約の変更につい

て

議長（佐藤公敏君） 日程第20、議案第18号、川根地区広域施設組合規約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第18号、川根地区広域施設組合規約の変更について、説明をいたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から

施行されることに伴い、川根地区広域施設組合理約の一部を変更するものであります。

内容としましては、地方自治法第168条に係る組合理約の第8条及び第9条中、収入役の事務を行う者を会計管理者に改めるものであります。この規約改正については、地方自治法第290条の規定により構成団体の議会の議決が必要となるため、議決をお願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号、川根地区広域施設組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、川根地区広域施設組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 駿遠学園管理組合の共同処理する事務の
変更及び規約の一部を変更する規約につ
いて

議長（佐藤公敏君） 日程第21、議案第19号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第19号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をいたします。

議案、29ページから30ページ、新旧対照表、35ページから36ページをごらんください。

駿遠学園管理組合は、昭和44年4月1日に志太榛原地域の児童福祉法に規定される精神薄

弱児施設として発足し、現在、島田市、藤枝市、焼津市、御前崎市、牧之原市の5市と吉田町、川根町、大井川町、岡部町、川根本町の5町の構成市町で運営されています。

今回の変更は、規約第3条は障害者自立支援法の適用により共同で処理する事務について日中一時支援事業と相談支援事業を加えて規定するものです。第9条及び第10条は、地方自治法の一部改正に伴い組合の助役を副管理者に、収入役を会計管理者に、吏員その他職員を職員に改め、管理市である島田市の助役を副市長に、収入役を会計管理者に改めるものです。第11条は、第3条の4号を除く各号の構成市町の負担について定めるものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、駿遠学園管理組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 島田市・北榛原地区衛生消防組合格約の変更について

議長（佐藤公敏君） 日程第22、議案第20号、島田市・北榛原地区衛生消防組合格約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第20号、島田市・北榛原地区衛生消防組合格約の変更についてを説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、島田市・北榛原地区衛生消防組規約の一部を変更するものであります。地方自治法第161条及び第168条に係るもので、内容としましては、組規約の第9条中、助役を副管理者に、収入役を会計管理者に改め、島田市助役を島田市副市長に、島田市収入役を島田市会計管理者に改めるものであります。なお、経過措置として島田市収入役が在職する場合においては、組規約第9条第1項及び第4項の規定は、旧規約の規定の効力を有するものであります。

この規約改正については、地方自治法第290条の規定により構成団体の議会の議決が必要となるため、議決をお願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号、島田市・北榛原地区衛生消防組規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、島田市・北榛原地区衛生消防組規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約 の変更について

議長（佐藤公敏君） 日程第23、議案第21号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第21号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の変更について、提案理由を御説明いたします。

議案書、32ページ、新旧対照表、38ページをごらんください。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律に伴う収入役の役職名称の廃止により、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約中の、出納員である収入役を会計管理者に変更する必要が生じたため名称を改めるものであり、以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、島田・榛原地区広域市町村圏協議会規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 静岡州市町総合事務組合を組織する地方
公共団体の数の減少及び規約変更につい
て

議長（佐藤公敏君） 日程第24、議案第22号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第22号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由の御説明をいたします。

議案、33ページから34ページ、新旧対照表、39ページ以降をごらんください。

今回の変更は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、収入役を廃止し、新たに一般職の会計管理者を置くこと及び吏員の名称の廃止について、平成19年4月1日から施行されるに伴う本組合同約の所要の変更を行うとともに、あわせて、本組合加入団体である一部事務組合、伊豆つくし学園組合の解散に伴う本組合同約第2条の別表第1及び規約第3条の別表第2について、平成19年4月1日から変更するものであります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 平成18年度川根本町一般会計補正予算

（第6号）

議長（佐藤公敏君） 日程第25、議案第23号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第23号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について御説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3

億318万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,987万7,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、債務負担行為について補正したいものです。

第4表では、地方債の借り入れ限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、国の追加補正予算に計上された合併市町村補助金を活用した若者定住促進住宅整備事業費の追加と、事業の進捗状況により決算を見込み、不用額の減額と財源を精査することが主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般、21ページをごらんください。

第1款、第1項議会費は90万9,000円の減額です。議会だよりの印刷製本費の入札差金と議会会議録作成業務委託料、負担金の実績により不用額を減額するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費は138万7,000円の減額です。一般管理費では需用費と文化祭実行委員会補助金を、文書管理費では需用費と役務費を決算見込みにより減額するものです。財政管理費では、町民の皆様へ平成19年度予算の事業内容を御理解いただけるよう、予算説明資料を全戸に配布するための印刷製本費の計上をお願いするものです。会計管理費は需用費の減額です。基金管理費では、利子配当金の増額が見込まれることによる利子分の積立金の増額と役場総合支所建設への財源としての寄附金を、役場総合支所建設基金への元金分の積立金として追加するものであります。自治会振興費は財源更正です。庁舎管理費では需用費、役務費、委託料を、総合支所管理費でも需用費、役務費、委託料を決算見込みにより減額するものです。

第2項企画費は8,449万8,000円の減額です。企画総務費は、町総合計画策定委託料の入札差金と電気のふるさとじまん市の開催取りやめによる負担金の減額です。広報公聴費では町のカレンダー作成の取りやめと町勢要覧印刷製本費の入札差金により報償費と需用費を、まちづくり事業費では需用費と負担金補助金の決算見込みにより減額するものです。環境基準構築推進費では研修委託料の取りやめにより、情報政策費では備品購入費の入札差金により減額するものです。ダム水源地域振興費では需用費の減額と湯彩香公園遊歩道整備について、今年度を最終年度として予算計上させていただきましたが、つり橋の橋台部分の岩質調査費等さらなる調査と精査が必要になったため、一部を翌年度施工に繰り延べさせていただくことにより、岩質調査委託料と工事請負費を減額するものです。路線バス運行費は運行管理業務委託料の入札差金による減額です。

第3項徴税費は260万円の減額です。これは、固定資産税の所有者ごとの名寄せ台帳について、紙ベースの保存からCD-ROMに変更したことによる行政事務電算処理業務委託料の減額と、評価方式移行業務委託料の入札差金による減額です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は6,063万円の増額です。社会福祉総務費では、創造と

生きがいの湯運営委託が指定管理者制度に移行したことと、地域福祉計画策定業務委託料の入札差金による減額です。心身障害者福祉費では報酬、委託料、助成金と扶助費を、老人福祉費では敬老会記念品代、委託料と補助金を、老人保護措置費では扶助費を、それぞれ決算見込みにより減額するものです。老人医療費については、平成20年度から導入される後期高齢者医療制度に対応するため電算システム改修経費の計上と、老人保健特別会計繰出金の増額をお願いするものです。国民健康保険費では国民健康保険事業特別会計繰出金を、介護保険費では介護保険事業特別会計繰出金の増額に加え介護保険低所得者負担額助成金を、実績により増額するものです。特別会計の繰出金については、それぞれの特別会計で後期高齢者医療制度に対応するための経費が必要になることから、一般会計から支援するものです。

第2項児童福祉費は135万2,000円の増額です。児童福祉施設費については決算見込みにより徳山聖母保育園への扶助費と補助金の増額と、当町の幼児が町外の保育園に通園していることによる委託児童保育所運営費の減額による差額です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は958万8,000円の減額です。決算見込みにより母子保健費、予防費、健康増進費についての各種検診委託料、医師手当、医薬材料費等について減額するものです。診療所管理費は、過疎対策事業債の借入許可額に合わせ財源更正するものです。環境衛生費は、一般廃棄物処理基本計画等作成業務委託料の入札差金です。簡易水道施設費は、簡易水道特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

第2項清掃費は2,392万8,000円の減額です。塵芥処理費はごみ処理広域化事業費分担金を、し尿処理費では川根地区広域施設組合負担金を減額するものです。それぞれの広域組合会計において、前年度繰越金の補正予算計上と運営実績により町の負担が減額となっています。

第6款農林水産業費、第1項農業費は827万2,000円の減額です。農業委員会費では農業振興地域整備計画策定業務委託料の入札差金と、この業務が終了してから農地基本台帳管理システム作成業務を平成19年度に実施することによる減額です。茶業推進対策費は、事業費の確定により茶改植等生産基盤整備事業ヒロワ改植組合補助金を減額するものです。農林業センター運営費では、育苗施設・精揉機・釜炒り機械装置の財源として過疎対策事業債から合併特例事業債に変更し、農林業センター整備事業として旧豚舎解体費用等についても起債対象事業に採択されたことによる財源更正です。農地費は、農道八木キャンプ場支線改良事業と農道の維持管理の実績により減額するものです。山村振興事業費は、過疎対策事業債と合併特例事業債の借入許可額に合わせた財源更正です。これも地域資源活用交流施設を始めとした農林業センター整備事業について、過疎対策事業債から合併特例事業債に変更したことによるものです。自然休養村運営費は、休養村管理センターの管理を平成18年9月から指定管理者制度へ移行し、使用料が減額となったことによる財源更正です。

第2項林業費は1,100万3,000円の減額です。林業振興費では「みどりの資源総合支援事業」が「しずおか林業再生プロジェクト推進事業」に名称変更し、決算見込みにより委託料と補助金を減額するものです。町有林管理費、林道費、治山費についてもそれぞれ決算見込

みにより減額するものです。中山間地域林業整備事業費については、若者定住促進住宅への進入路でもある集落道路小森山線新設事業が過疎対策事業債の対象事業として採択されたことにより、借入許可額に合わせ財源更正するものです。森林居住環境整備事業費と道整備交付金事業費は、一般公共事業債の借入許可額に合わせそれぞれ財源更正するものです。

第7款、第1項商工費は、千頭駅周辺観光整備事業と寸又峡温泉街整備事業が過疎対策事業債の対象事業として採択されたことにより、借入許可額に合わせ財源更正するものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は389万9,000円の減額です。道路台帳更新業務委託料の入札差金と町道の登記手数料、木造住宅耐震補強促進を目指した補助金等を決算見込みにより減額するものです。

第2項道路橋梁費は545万円の減額です。道路維持費では重機借上料、工事請負費、工事材料費を、道路新設改良費では登記手数料、工事請負費を、決算見込みにより減額するものです。

第3項河川費は1,251万円の減額です。河川総務費は水防倉庫建設の入札差金と、排水機場保守点検業務委託料の減額です。河川維持費では重機借上料を決算見込みにより、河川改良費では沢奥沢河川改修事業の事業内容の変更による減額が主な内容です。砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業費負担金の減額です。これは、梅高地区県営事業負担金について国道が対策区域に算入されたことにより、町の負担率が10%から5%に変更になったことによるものです。

第4項住宅費は9,656万4,000円の増額です。町営住宅管理費は家賃対策補助金の交付決定に合わせた財源更正です。住宅建設費については、若者定住促進住宅整備事業と公営住宅地名団地・沢脇団地整備事業の事業費の精査に加え、合併市町村補助金を活用し、若者定住促進住宅の早期完成を目指し、事業費の追加をお願いするものです。

第9款、第1項消防費は2億5,723万5,000円の減額です。常備消防費は島田市・北榛原地区衛生消防組合負担金の減額です。組合会計において前年度繰越金の補正予算計上と、消防通信指令施設更新事業の取りやめが主な減額の内容となっています。非常備消防費は、疎対策事業債に借入許可額に合わせ財源更正するものです。消防施設費は、耐震性貯水槽整備工事の減額です。災害対策費は、デジタル移動通信システム整備工事の取りやめによる減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費は610万2,000円の減額です。教育諸費は、実績による私立幼稚園就園奨励費補助金と奨学金貸付金の減額と大間地区児童生徒輸送経費負担金の増額による差額です。通学バス運営費は、運行管理業務委託料の入札差金と運行実績により減額するものです。

第2項小学校費は1,000万5,000円の減額です。

第3項中学校費は794万円の減額です。それぞれ、工事請負等の入札差金を初め決算見込みにより減額するものです。

第4項社会教育費は738万8,000円の減額です。中学生海外英語研修事業委託料の入札差金を初め、生涯学習推進事業交付金や文化会館自主事業などの各事業の実績により減額するものです。

第5項保健体育費は734万8,000円の減額です。保健体育総務費では旅費を、海洋センター運営費では賃金と工事請負費を、体育施設費では工事請負費を、それぞれ実績により減額するものです。

第12款、第1項公債費は166万8,000円の減額です。平成17年度許可分の町債の利子が確定したことによる減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般11ページをごらんください。

第9款、第1項地方交付税は792万5,000円の増額です。これは、7月の普通交付税決定額のうち、調整額として減額されていたものが2月に追加交付されたことに伴うものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は487万円の増額です。徳山聖母保育園の保育所運営費負担金の増額です。

第2項国庫補助金は1億4,072万3,000円の増額です。民生費国庫補助金では平成20年度からの後期高齢者医療システムに対応する電算システム改修費補助金の計上です。土木費国庫補助金では、交付決定により耐震診断事業に係る公営住宅等関連事業推進事業費補助金と家賃対策補助金の増額と、公営住宅地名団地と沢脇団地の公営住宅整備事業費補助金の減額による差額です。消防費国庫補助金では耐震性貯水槽建設費補助金を、教育費国庫補助金では幼稚園就園奨励費補助金を、土木費国庫交付金では道整備交付金について、それぞれ交付決定により減額するものです。合併市町村国庫補助金については、若者定住促進住宅整備事業が新町建設計画に基づく市町村合併推進体制整備事業として採択されたことによる計上です。

第14款県支出金、第1項県負担金は243万5,000円の増額です。保育所運営費負担金です。

第2項県補助金は3,890万6,000円の減額です。総務費県補助金では前年度実績に基づく市町村自主運行バス事業費補助金の交付見込みによる減額です。民生費県補助金では、介護保険低所得者利用負担額減免措置補助金の増額と、人にやさしいまちづくり推進事業費補助金については、社会福祉費補助金では地域福祉計画策定業務が、心身障害者福祉費補助金では障害者計画策定業務が補助対象に採択されたことによる追加と、重度障害者医療費補助金の実績見込みにより減額することによる差額です。農林水産業費県補助金では、茶改植等生産基盤整備交付金事業費補助金、しずおか林業再生プロジェクト推進事業費補助金と林道事業費補助金の減額と、花粉発生源対策間伐推進事業費補助金の追加による差額です。商工費では、湯彩香公園遊歩道整備事業費の減額による観光施設整備事業費補助金の減額です。土木費県補助金では、木造住宅耐震補強工事への補助金と、沢奥沢河川改修事業費への準用河川等改修事業費補助金の減額です。市町村合併特別交付金については、申請事業状況により計上するものです。

第15款財産収入、第1項財産運用収入は、350万円の増額です。定期貯金の金利が上昇していることに加え、公募公債を活用し基金を運用したことにより基金貯金利息を増額するものです。

第16款、第1項寄附金は、500万円の増額です。役場総合支所建設の財源としての寄附金です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は1億6,928万6,000円の減額です。財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、社会福祉基金は、今回の補正による一般財源の調整として使用し、財政調整基金1,500万円の減額により補正後の繰入額を3億円に、減債基金は200万円の減額により補正後の繰入額を2,000万円に、まちづくり基金は8,800万円の減額により補正後の繰入額を9,000万円に、社会福祉基金は6,000万円の減額により補正後の繰入金を9,000万円にするものです。長島ダム水源地域土地等開発基金、長島ダム水源地域振興基金、接岨峡温泉会館基金は対象事業費に合わせ補正するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は、109万5,000円の減額です。納付金については、老人保護措置費納付金の決算見込みにより減額するものです。雑入については、広報カレンダーの作成を取りやめたことと、町勢要覧の完成が来年度になることによる減額です。広報紙公告収入については、今年度から「広報かわねほんちょう」への業者からの宣伝公告掲載料です。創造と生きがいの湯利用料と休養村管理センター利用料については、指定管理者制度に移行したことにより町への直接収入から外れたことによる減額です。介護予防ケアプラン介護報酬については、決算見込みによる減額です。防火水槽移設補償金については、上長尾バイパス工事により平成19年度に移転が必要となる梅島下防火水槽について、今年度に7割相当額が歳入されることにより計上するものです。

第20款町債につきましては、第4表、地方債補正にて説明させていただきます。

第2表、繰越明許費につきましては、一般4ページをごらんください。

合併市町村国庫補助金の対象事業としての採択による追加計上を初め、適切な工期を確保することで今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、第2款総務費、第1項総務管理費、平成19年度予算説明資料印刷製本業務75万円、総合支所建設用地地質調査業務委託786万5,000円、町勢要覧印刷製本業務241万5,000円、第3款民生費、第1項社会福祉費、後期高齢者用電算システム改修業務委託1,018万5,000円、第6款農林水産業費、第1項農業費、新山村振興等農林漁業特別対策事業集落道境川線開設工事1,200万円、町単独事業集落道境川線法面保護工事450万円、第2項林業費、県単独林道舗装事業林道坂京線舗装工事315万円、森林居住環境整備事業林道蕎麦粒線改良工事984万2,000円、道整備交付金事業林道三ツ峰線開設工事1,244万円、第8款土木費、第4項住宅費、合併市町村補助金事業若者定住促進住宅整備事業1億964万4,000円を、平成19年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきますようお願いするものです。

第3表、債務負担行為補正につきましては、6ページをごらんください。

追加としまして、金谷特別養護老人ホーム建設費補助金について、今年度に交付決定し、平成19年度予算で支出することができる金額の限度額を2,099万円と設定することをお願いするものです。この事業は、平成18年度から2カ年事業として計画され、平成18年度に60%の進捗が計画され、残り40%を平成19年度予算で計上することで予定をしていましたが、事業認可がおくれたことにより今年度の進捗が見込めない状況となり、年度の区切りができなくなりましたので、今年度に全体事業に対する交付決定をし、平成19年度予算として支援したいものです。なお、財源としては過疎対策事業債で対応したく考えています。

廃止としましては、デジタル移動通信システム整備工事契約を取りやめるものです。これは、旧2町の移動通信施設の老朽化による不安に加え、市町村が合併したところにより電波法に基づき1市町村1波への対応と、災害時の備えと法令順守の観点から早期に実施するよう、平成18年度から2カ年事業として予算計上させていただきましたが、現在の市町村の大合併の状況等から電波統合への猶予期間が拡大され、今後も旧町2町の電波を使用できる状況になり、施設の維持管理面についても良好に対応できるようになったことから、デジタルへの移行整備についてさらなる調査研究をし、最善の方法で実施できるよう事業の繰り延べをお願いするものです。

第4表、地方債補正につきましては、7ページをごらんください。

変更としましては、過疎対策事業債は6,830万円減額し1億9,630万円に、一般公共事業債は90万円減額し3,020万円に、公営住宅建設事業債は1,980万円減額し5,520万円に、合併特例事業債は1億1,940万円減額し9億9,670万円に、それぞれ借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

事項別明細書の最初から順番にやっています。

4ページの繰越明許費のところですけども、町勢要覧はわかりましたので、これは省きます。次の、集落道境川線開設工事について、県単林道坂京線舗装工事について、蕎麦粒線改良工事、三ツ峰線の開設工事、この4事業について、進捗率とおくれた理由ですね。それから、今後の見通しについて伺います。それから、坂京線の舗装工事については、当初予算額が幾らだったのかもお聞きします。

寄附金のところも省きます。飛ばして24ページにします。

総合計画策定委託料の54万円の減額についてですけども、思っていたより、600万円の予算でしたのでもっと減額するかと思っていたんですけども、非常に減額が低かったということで、ワークショップでもまとまらなくて、業者のまとめ方が非常に不評で、不満不評が噴出したわけですけども、そういう業者に対してもっと委託料の減額があってもいいのではないかと思ったんですけども54万円しか減額にならないという、これについてどうい

根拠で600万円が540万円になったのかという経緯をお聞きいたします。

それから、次の25ページの環境基準構築推進費で研修委託料が、予算が100万円のところを100万円全部減額ということで皆減になっているんですけれども、今後大事なことだと思うんですね。こういう環境について。やることを放棄したわけではないと思うんですけれども、エコアクションでの取り組みなどについても少し今後の方針をお聞きいたします。

それから、27ページですけれども、老人福祉費のところでは敬老会の記念品代が35万円減額になっているんですけれども、144万5,000円の予算を組んだときには、80歳の御夫婦が何組で、米寿の人が何人で100歳以上の人が何人というふうな、それから敬老会参加対象者が千二百何十人とか、細かい数字を出して予算を組んだ割には減額になっていますので、理由をお聞きいたします。

それから、28ページ、次のページですけれども、老人医療費の委託料で後期高齢者電算システム改修業務。これは債務負担行為になったわけですが、これについて国の制度改正、私は改悪と言いたいわけですが、改正に伴うもので、国が全額町に負担させることなくこういうシステム改修はやって当然だと思うんですけれども、国より町の方が多く負担する、同じでもまだ腹が立つくらいですけれども、多く負担する補正予算の内容になっているわけで、この理由として国の基準があって、それより町が多く見積もった、過大に見積もった結果ではないかという疑問もあるわけですが、その点、なぜ国より町が多く負担することになったのか。これが当たり前なのかどうかをお聞きいたします。

それから、29ページですけれども、母子保健費の報償費で「こどもすこやか健康教室」とかが5万円の予算が減額5万円。フッ素洗口も18万円が減額18万円と皆減になっていますし、委託料のところでは妊婦健康診査62万3,000円を19万6,000円減額、乳児健康診査49万7,000円を16万1,000円減額というふうに、とても大事なことに對して、対象者が少なかったからということで精査したという説明だったんですけれども、それからフッ素洗口の方は薬剤の中に入っているからという説明だったんですけれども、ただそれだけで減額していい問題ではない。町当局として、対象者が少なかったことに對して改善を、対象者といいますか参加者なのか、そのところがちょっとよくわからないんですけれども、課長に確認の答弁をお願いしますけれども。改善について必要なことではないかと思しますので、当局のお考えをお聞きいたします。

それから、31ページですけれども、2項の清掃費、1目のところで、塵芥処理費の19節ごみ処理広域化事業費分担金ですけれども、2,196万9,000円の減額になっています。理由と、当初予算に対する補正の計算の仕方ですね、理由というか根拠、どうやってこういう金額が出てきたのか。何が減額したのかということで説明をお願いいたします。

それから、次の32ページですけれども、5目茶業推進対策費のところでは、19節にヒロヲ改植組合補助金を9月の補正予算で850万あげたわけですが、62万5,000円減額になっていますけれども、精査というのか結果ということだったんですけれども、どういうふうな計

算になっているのか根拠をお聞きいたします。

それから、35ページです。8目の森林居住環境整備事業費のところの道整備交付金事業で、一般公共事業債をこのところずっと増額しているんですね。蕎麦粒線で7万円、地名笹間線で7万円、三ツ峰線で3万円、坂京線で3万円というふうに、あわせても20万の一般公共事業債の増加なんですけれども、なぜこんな細かいことをやる必要があったのか、理由をお聞きいたします。

それから、41ページの教育費のところになります。

10款、1項、4目通学バス運営費ですけれども、運行管理業務委託料が537万4,000円減額になっています。当初予算2,796万9,000円で、これは6路線の入札を7月に行ったんですね。それでかなり安く武州株式会社が落札したということを知っていたんですけれども、減額がそれにしても少ないのではないかと。武州株式会社の落札額は682万800円ということで、かなり安かったわけですから、予定より。もう少し減額があるかなと思ったんですけれども、このところの算出根拠をお聞きいたします。

それから、安いということで、これも問題になっているわけですが、安ければいいという話ではないわけで、労務管理費や安全対策などほかの、例えば大鐵株式会社ではこのとき1,675万9,000円という落札額だったということで、武州の3倍まではいきませんが、2倍以上の額だったわけで、こういう1,000万近い差が出た入札結果については、当然調査をして委託をしたと思うんですね。この見積もり価格が妥当であるかどうか。子供たちを本当に安全に運行できるかどうかということで。それで、見積もりの中でどういうところで大きな差が出ているのか。労務管理費とか安全対策などについて当局が確認したことを答弁を求めます。

それから、同じページから次のページですけれども、学校管理費のところでは小学校、中学校にわたってなんですけれども、教職員や児童の健康診断委託料が減額になっています。それから、小学校費で工事請負費596万8,000円というかなり大きい減額が出ています。この理由と、教育振興費で扶助費、小学校・中学校でも要・準要保護児童就学援助費が、小学校で110万7,000円の予算が80万円の減額、中学校で157万8,000円の予算を115万円の減額というふうに、非常に扶助費、要・準要保護児童就学援助費が狭き門になっているわけですが、周知の方法あるいは申請方法などに、もし改善しなければいけない部分があるのではないかとこのように考えるわけですが、どのようにしているか説明をお願いいたします。

それから、最後ですけれども、43ページの社会教育総務費の報償費、成人式の記念品代、予算も少ないわけですね、35万5,000円ということで。それで半分近い15万8,000円が減額になっているんですけれども、どういうことでこのような減額になったのか、説明を求めます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 答弁を求めます。企画環境課長。

企画環境課長（森下睦夫君） 企画環境課の関係で、2点関係するところがありましたのでお答えをしたいと思います。

最初に、総合計画の策定委託料の関係で、もう少し減額をしたらどうかというようなことと経緯という関係の質問でございました。総合計画の策定業務の業者を選定するに当たりましてはプロポーザル方式を用いまして、7社の方に来ていただきまして説明をしていただく中で、こちらの方から総合計画の策定業務の仕様書ということで先に提示をいたしました。その中で、結果、株式会社ぎょうせいさんが546万円ということで決定いたしました。そういう経緯がございますけれども、仕様書についてちょっと詳しくは申しませんが、そういうのがあるということでございます。そんな中で、金額が高いということでございますけれども、最終的に業務が完了したところで完了報告が提出されると思います。その中で、策定業務の仕様書と照らし合わせまして、内容を検討して方針を決めたいと思います。

それから、環境基準推進費の関係で、研修委託料の関係と今後の方針ということでございますけれども、18年度の当初予算において研究予算の計上ということで説明をさせていただきましたが、その中で課内で検討をいたしました。その結果、当初はISO14001の取得を目指したわけですが、検討した結果、認証取得経費の面でも安く、自治体においても取り組みやすい、近隣の町でも実績が見られる、役場で導入後におきましても町内の事業者の方に普及振興が可能であるということが確認できました。その関係で、今後はエコアクション21の認証取得の方向で進みたいと思ひまして、18年度に計上した委託料100万円を減額する補正でございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） それでは、35ページ、8目の居住環境あるいは道整備交付金事業で一般公共事業債、これを4路線分、あわせて20万円の増額になっておりますけれども、これはなぜかということでございます。

当初予算では、1路線ごとに町の負担額、これが2,736万ございましたけれども、1路線ごとに負担額に対して90%の充当率で10万円単位に調整し、予算計上しておりました。結果、2,440万円ということでございましたけれども、今回一般公共事業債の起債申請に当たりまして、4路線を合計した町の負担額に対して90%の充当率で10万円単位に調整した起債結果が出たということで、2,460万円から2,440万円を引いた20万円を各4路線ごとに割り振ったということで、あわせて20万円の増額ということになっております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） 御質問の民生費、衛生費についてお答えをいたします。

まず、27ページの老人福祉費の報償費の35万円の減額についてでありますけれども、当初の対象者等でありますけれども、これは実績によりまして、敬老対象者は2,126人が2,080人

になりました。米寿関係の方が56人が52人になりました。80歳の御夫婦の組ですけれども、52組が58組、100歳が6人が実績6人ということで、実績的には大きく変わっておりませんが、なぜこの35万円になったかということになりますと、実は、業者の都合等によりまして写真撮影を職員により行ったということによって、納入額が予算額より半分程度で済んだということが主なる理由でございます。

それから、母子保健費、29ページと30ページのところでありますけれども、こどもすこやか健康講座講師謝礼でありますけれども、これは年間1回の予定のところを今度取りやめるというような形をさせていただいたわけですが、これは、例年3月等に行っておりましたお子さんに対する健康講座という形で実施させていただいておりますけれども、従来の活動の中の、例えば4カ月、10カ月児の健康診査、それから5カ月、8カ月児の乳児相談、それから1.6・3歳、2歳、2歳半の歯科検診、健康診査等、これらによって事業的には相談体制はある程度できておるという中で、従前3月の時期に実施しておりましたものは、1年の中の総括的な意味合いと、新たな環境ですか、新年度に対する環境ということに対応するものというような意味合いも持ちまして実施しておりましたが、現状、町内におきましてインフルエンザ等が従来より大変時期がずれて、この時期に流行があるということ。それから、ノロウイルス等の流行等が聞かれるというようなこともございましたものですが、今回取りやめをいたしまして、文書等によって相談の受け入れとか、御相談をお受けした中でお返事等をさせていただくというような方針でさせていただくというものであります。

なお、フッ化物の減額におきましては、薬品等の変更、それから管理システム等を見つめ直しまして、ある程度事前に納入の部分をとらえまして、それによって業者さんへ個別的な納入をお願いしていくと。従来一括的な納入等をしておったものを、システム的に変えさせていただくという中で、需用費の薬品代の中に管理になる部分を含ませていただくということで対応させていただいております。なお、町内の4小学校及び4つの保育園、1つの幼稚園等では、小学校の1・2年生を対象、保育園・幼稚園については年長・年中児童を対象ということで、昨年より事業的には拡大をしているというふうに御理解をいただきたいと思えます。

それから、妊婦健康診査委託料及び乳児健康診査委託料でありますけれども、こちらにつきましては、妊娠された女性の方に第10週及び第30週において健康診査を受けていただくというものに対する対応と、それからお子さんが4カ月児、10カ月児の、これも医療機関へ行って健康診査を受けていただくんですけれども、これに対応する部分ということで手当てするものですが、御質問の中にもありましたかと思うんですけれども、非常に子供さんの出生が減ってきているということで、当初45人見込んでおったものを30人に少なくするということで、補正対応をさせていただいたものでございます。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 質疑の途中でありますので、正午になりますので午後1時まで休憩いた

します。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、先ほどの質疑に対しまして、28ページ、31ページが町民課関係でございますので、御答弁させていただきます。

まず最初に、28ページの老人医療の関係でございます。御質疑の内容は、国より町が多く負担するのはなぜかと、町の見積もりが過大であるのではないかというような御質疑のようございましたけれども、それについて説明をさせていただきます。

まず、第1点目につきましては、一般会計支出分の1,018万5,000円が一般会計から支出される金額でございます。その中に機器分、これはサーバーとかパソコンとかプリンター部分が補助対象外となっております。金額にしますと262万5,000円でございますが、まず1点、補助対象外の方も含まれているということでございます。また、補助基準額につきましては、ほとんど2分の1を国庫補助金としていただくわけでございますが、残り2分の1につきましては、地方交付税措置が講じられるということで、改めまして県の方に確認し、県の方でも回答を得ております。これが第1点目でございます。

次に、経費の内容でございますが、まず後期高齢者のシステム関連とスーパースタッフ3の関連部分と2つ大きく分かれまして、まず後期高齢者システムの関連分につきましては、これは個人管理、資格管理、保険料にかかわる業務を行うためのシステムを新規に導入しなくてはなりません。また、スーパースタッフ3から必要情報をオンラインで受け取りまして、メディアで広域連合のパソコンシステムに受け渡す内容も含まれております。なお、パソコンにつきましては本庁1台と総合支所1台が必要になってくるわけでございます。これらが後期高齢者のシステム関連でございます。

次に、スーパースタッフ3の関連でございますが、現在のスーパースタッフ3を後期高齢者制度の対応版に修正する必要があります。その業務は、国保を初めとしまして住民記録、住民税、介護のほか収納関係があります。また、システムとのオンライン連携にかかわる修正も必要となるために、これくらいの金額がかかってくるということでございます。これらにつきましては、当町、また近隣の市町とは内容も変わりますので、市町によっては多少異なってくると考えられます。それらを網羅しまして、実際に実施するに当たりましては他市町の設置状況を踏まえながら実施していきたいと思っております。

まず第1点、28ページにつきましては以上でございます。

次に、31ページの清掃費の塵芥処理費でございます。これにつきましては、島田市・北榛原地区衛生消防組合の負担金の減でありまして、内容としましては、繰越金の精算にかかわるものが1,148万3,000円、施設運営において運転実績における消耗品、燃料費、光熱水費の減及び入札の差金等によって857万6,000円の減。続きまして、平成17年度借り入れました公債費の利率確定による利子の減が191万円となりまして、あわせて2,196万9,000円の減額ということになっております。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） それでは、1点目の通学バスの委託料の減につきまして御説明させていただきます。

当初、2,796万9,000円という予算を計上させていただいておりました。その中で、この内訳といたしまして基本業務が1,897万2,000円、そして校外活動として899万7,000円でございます。トータルが2,796万9,000円でございます。それで、基本業務の支出見込みでございますが、1路線、坂京線が追加されまして、支出見込みといたしまして1,449万5,000円、3月補正で447万7,000円の減額、そして校外活動といたしまして支出見込み810万円ということで、89万7,000円を減額させていただきまして、トータル537万4,000円を減額させていただきました。

次に、大きな差ということで、大鐵との差をどう見るかということでございますけれども、これにつきましては以前にどなたかにも御説明させていただいたと思っておりますが、まず、燃料関係について設計業者とはほぼ同じだということで、ただ労務費が設計に対して非常に、55%から60%という安い金額になっていると。任意保険はほとんど設計額と一緒に。そして、整備管理費が設計費の57%から90%という形で結構安くされております。これについては、みずからの工場で定期点検の整備ということで、コストダウンの努力を図っていただけるだろうというふうに思います。そして、一般管理費につきましては、設計の20%から25%という形であります。その中で、やはり福利厚生費、研修費、保険料、消耗品というのが非常に安くなっているということでもあります。この辺はちょっと一般管理費として相当安くなっておりますので、このあたりが懸念されるところでございますけれども。

いずれにしても、安心・安全に通学できるように、私どもも指導していきたいと思っております。その結果、業者間の激しい実務競争という形で、赤字覚悟の受注かもしれませんが、一生懸命企業として努力をして得た結果だというふうに考えております。今後は、地元業者も企業努力をしていただいて、頑張ってくださいというふうに思っております。

次に、学校管理費の中で工事請負費596万8,000円の減ということでございますが、この小学校4校のトータルの工事費が15件ほどございました。その中で、3,180万3,000円ほどの設計額という形で15件の大きな数字でございましたので、その入札差金が出たということでございます。工事はすべて予定どおり完了しております。

次に、教職員や児童の健康診断でございますが、これもやはり大きな目立つ数字でございますが、これは小学校・中学校一緒でございますが、特に教職員の健康診断につきましては、御承知のように指定年齢がございますので、やはり多く予算計上させていただいております。そのような結果から、その辺がちょっと減額になったということで御理解いただきたいと思います。小学校につきましても、検査項目多くあるわけでございますが、その中でも結核精密検査等が不要になったというようなことで、その減額でございます。これらは小学校も中学校も同じように考えております。

最後に、教育振興費の中で扶助費の減額が大きいのではないかという御質問でございます。その中で周知方法を変える必要はないかということでございますが、私どもも、まず第一にやはり日常の業務もさることながら、こういうものには教育長初め我々は一番気を使っております。常に学校とも連携をとっているし、我々も把握しております。そういう中で決して狭くはしておりません。御承知のように入学する前の就学時健診におきましてはちゃんと説明も、こういう制度がありますよと。そしてまた、入学通知にはそのような制度がありますということで、経済的な理由等で困りましたら遠慮なく来てほしいということでPRをしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 産業課長。

産業課長（岩田利文君） 予算書の32ページのヒロヲ地区の植栽工事の件でお答えします。算定の根拠はということでしたけれども、設計につきましては県の歩がかりを使って設計しております。ただ、この予算要望、9月補正の時点の850万につきましては、造成工事がまだ完了しておりませんでした。ということで、事業量の確定ができませんでしたので、一応概算ということで要望いたしました。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（柴田光章君） ページ43でございますけれども、社会教育総務費の報償費の減額の関係でございます。新成人への記念品代として、対象者分120人を予定しておりましたけれども、単価2,500円で予算化しておりました。実施の段階で記念品をどういったものにするかということで検討しましたけれども、やはり社会人として身につけていただきたい礼儀やマナー、そういったものをまとめた冊子がありますけれども、こういったものが旧本川根の時代から使われていたということで、大変いいのではないかと結論に達しまして、こちらの冊子をプレゼントすることになりました。単価的には大分安いんですけれども、内容的には非常に充実した冊子だものですから、そういうことになりました。その金額の減額でございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山田俊男君） それでは、鈴木議員の方から繰越明許費につきまして、4路線について御質問がございましたが、私の方から2路線について御答弁をさせていただきます。

予算書の方の4ページでございますが、農林水産業費の農業費の集落道境川線の開設につきまして御質問がございました。進捗率につきましては、年度末66%を見込んでいます。それから、そのおくれた理由でございますが、昨年の12月から再三にわたりまして、ことしの2月にかけて現場において自然崩落がございました。私も現場の方に行きまして確認いたしましたわけでございますが、そのまま続行して工事を進めるということを見ましても、非常に危険性があると。作業員にとっても危険性があるというような判断をいたしまして、繰越明許をお願いしたものでございます。今後の見通しでございますが、その明許費でございますように、のり面の事業並びに崩落いたしました土砂の撤去作業等を含めまして、5月末を工事完成というふうに見込んでおります。

それから、農林水産業費の林業費の蕎麦粒線につきましての御質問も同じような質問がございましたのでお答えをしたいと思います。進捗率につきましては、年度末75%を見込んでいます。それから、おくれた理由につきましては、暖冬というようなお話もございませけれども、冬季期間におきましては、先ほどと同じような理由になりますが、現場の職員の方々の安全性あるいは凍結防止等々含めまして工期が延びていると。全体の計画につきましては、この路線につきましては11年度から20年度までを期間としておりますが、今年度のおくれた理由につきましても同じことが言えるかというふうに思っております。冬季期間のものがございます。それから、今後の見通しでございますが、この路線につきましても早期完成、安全面を考慮しまして進めていただきまして、5月末に完成をしていただきたいというふうに見込んでいるものであります。

あとの2路線につきましては、事業課長の方から御答弁申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 事業課長。

事業課長（中村 裕君） それでは、県単独林道舗装工事、林道坂京線舗装工事についての繰越明許をお答えさせていただきます。

この予算ですけれども、500万でございます。進捗率は37%です。おくれた理由でございますけれども、この工事箇所は、先に発注いたしました道整備事業の関係の改良工事がありまして、その工期が3月16日ということで、その工事が終わらないとできないような状態になっておりますので、繰り越しを願いたいということです。工期は4月末に完了する予定であります。

もう1点でございますけれども、道整備交付金事業の林道三ツ峰線開設工事ですけれども、この箇所は急峻な地形のために、切り土とか構造物の施工に予想以上に日数がかかったということでございます。進捗率は60%であります。6月末を完成予定しております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第24号 平成18年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第4号)

議長(佐藤公敏君) 日程第26、議案第24号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第24号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の概要について御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,877万7,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。これは、平成20年度から開始される後期高齢者医療制度に迅速に対応できるよう、電算システム改修業務に要する経費の計上をお願いすることが主な内容です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

国保、8ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は399万円の増額です。後期高齢者電算システム改修業務委託料の計上をお願いするものです。

第7款、第1項基金積立金は3万円の増額です。これは、保険給付等支払準備基金の運用利子に合わせ、積立金の増額をするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保、7ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は250万円の増額です。後期高齢者用システム改修費補助金です。

第7款財産収入、第1項財産運用収入は3万円の増額です。定期預金の金利が上昇していることにより、保険給付費等支払準備基金の預金利子を増額するものです。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は149万円の増額です。後期高齢者用システム改修に要する経費について、一般会計繰入金として支援するものです。

第2表、繰越明許費につきましては、国保、3ページをごらんください。

今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、第1款総務費、第1項総務管理費、後期高齢者用電算システム改修業務委託399万円を、平成19年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきたく、お願いするものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤公敏君） 日程第27、議案第25号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第25号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,700万6,000円としたいものです。これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

老保、7ページをごらんください。

第1款、第1項医療諸費は6,100万円の減額です。医療給付費を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保、5ページをごらんください。

第1款、第1項支払基金交付金は6,761万8,000円の減額です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は5,599万4,000円の減額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は1,232万4,000円の減額です。これらは、支払基金、国及び県のそれぞれの交付制度に基づき、過去の実績から算定される交付見込額に合わせて減額するものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は7,493万6,000円の増額です。これは、今回の補正に伴い必要とされる財源を確保するため、一般会計繰入金からの措置をお願いするものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

給付実績に基づいて補正をするということで、医療費が現物給付で現年度、当初予算で11億9,400万組んでいたのを6,100万円減額するということなんですけれども、かなり大きな減額ですけれども、この給付実績というんですか、医療費の推移状況を説明をお願いいたします。

それから、それぞれ支払交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰り入れを減額するという説明があったわけなんですけれども、当初予算のときには非常にわかりやすく負担割合がそろっていたわけなんですけれども、今回一般会計が、ほかのところが引き落とされるものを支払いに困らないようにということで、たくさん計上したためにかなり負担割合も崩れてきているわけなんですけれども、そういう補正額の計算した根拠があると思うんですけれども、それについて説明を求めます。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えをさせていただきます。

まず最初に、補正額の根拠ということでございますけれども、補正額につきましては現在までの給付実績に基づきまして年間の医療費実績を見込み、平成18年度の仮給付費等を算出したものであります。また、今回当初予算の減に伴います主な理由は、平成18年4月分、5月分、11月分が、過去3年の平成15年から17年でございますが、平均値より81%から88%になったものと考えております。また、今回の補正は医療費が確定するまでの暫定的な額でありまして、6月において精算を行い一般会計よりの立てかえをしていただいて、一般会計へ、その確定次第清算をするという内容でございます。

それから、医療費の推移でございますが、これにつきましては平成19年度における医療費受給者数は、平成18年度の見込みから見ても大きな動きはないものと思われま。数字的にあらわしますと、約2,200人くらいかと推定されますので、特定疾病などが無い限りは横ばいの状況になるかと考えております。

なお、先ほどありました平成18年度の過去の現物給付の支払い見込額の数字をとということでございますが、まだ1月分、2月分が3月、4月に確定されますので、今のところ全体の金額は見込額でございます。それからいきますと6,100万ぐらい減額になるだろうという見込みでございます。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ここで、本当は本会議で聞いても無理な問題だとは思いますが、日にちが、時間もなかったものですからこういうことになってしまったんですけれども。せめて、今説明のあった過去3年の平均値より81%から88%になったための医療費6,100万円の減額ということだと思えますけれども、その過去3年の平均値というのを教えていただきたいんですけれども。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいま申し上げました、平成15年から17年の一番大きな変動があった4月分、5月分、11月分について申し上げたいと思います。もしよろしかったら、この数字を表にしてお分けしたいと思いますが、言葉で先に言いたいですか。

（「平均値だけでいいです」の声あり）

町民課長（西村太一君） はい、わかりました。4月分でございますが、81.22%に18年度はなっております。それから、5月分が87.29%です。11月分が88.14%になっております。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成18年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第26号 平成18年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第4号)

議長(佐藤公敏君) 日程第28、議案第26号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第26号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,271万5,000円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。これは、平成20年度から開始される後期高齢者医療制度に迅速に対応できるよう電算システム改修業務に要する経費の計上と、決算見込みに基づき所要額と必要財源を精査することが主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護、11ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は157万5,000円の増額です。後期高齢者用電算システム改修業務委託料の計上をお願いするものです。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は286万7,000円の減額です。

第5項特定入所者介護サービス等費は286万7,000円の増額です。これは、第3期介護保険

事業計画による保険給付費の中で、実績見込みにより特定入所者介護サービス等費を増額し、介護サービス等諸費を減額するものであります。

第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は44万1,000円の減額です。これは、一般会計の健康増進事業費で骨粗鬆症予防検診事業を実施し、骨密度検診事業を取りやめたことによるものです。

第2項包括支援事業・任意事業は302万5,000円の減額です。総合相談事業費では、実績に基づき賃金の増額をお願いするものです。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、電算機器借上料を、任意事業費では福祉介護手当、老人日常生活用具給付事業の扶助費と需用費を決算見込みにより減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護、7ページをごらんください。

第4款国庫支出金、第2項国庫補助金は60万8,000円の減額です。地域支援事業交付金の介護予防事業と包括的支援・任意事業の減額と介護保険システム改修事業費補助金を追加することによる差額です。

第5款、第1項支払基金交付金は13万7,000円の減額です。地域支援事業費交付金の減額です。

第6款県支出金、第3項県補助金は69万8,000円の減額です。地域支援事業交付金の介護予防事業と包括的支援・任意事業の減額です。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は23万8,000円の増額です。後期高齢者用電算システム改修事業への支援としての事務費繰入金の増額のほか、各種事業への一般会計からの負担割合に応じ所要額を精査するものです。

第2項積立基金繰入金は68万6,000円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として使用し、介護給付費準備基金の補正後の繰入額を1,044万6,000円にするものです。

第2表、繰越明許につきましては、介護、3ページをごらんください。

今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、第1款総務費、第1項総務管理費、後期高齢者用電算システム改修業務委託157万5,000円を、平成19年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきようをお願いするものです。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

13ページの歳出で、地域支援事業の5目の任意事業費で、20節の扶助費のところ235万7,000円の減額になっていて、福祉介護手当、在宅の高齢者の介護手当が182万円減額。それから、老人日常生活用具給付事業で、予算が68万2,000円にもかかわらず53万7,000円という大幅な減額なんですけれども、この点について減額の理由を教えてください。

ども。

それから、今ちょっと気がついたんですけれども、歳入の方、7ページなんですけれども、国の補助金で介護保険事業費補助金、介護保険システム改修事業費補助金78万7,000円というのが出ていますけれども、これは後期高齢者のだとばかり簡単に考えていたんですけれども、どうもそうではないみたいで何の改修事業を行うのか、通告していませんので、もしわかったら教えてください。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） それでは、御質問にお答えいたします。

介護福祉手当については、当初のところで見込みをしていた件数に対しまして、実績的に減少傾向にあるということで、3期に分けてお支払いをしているんですけれども、第1期が49人、第2期が46人、第3期が予定されるのが43人ということで、減少傾向にあるということで今回計上させていただきました。この運営に当たりましては民生委員さん等をお願いするとか、拾い上げには十分なお願いをしておりますけれども、理由的には、特養施設の入所もさることながら、老健施設の入所等が大きく要因となっているのではないかと思います。

それから、老人日常生活用具の給付でありますけれども、当初の段階で10件ほど予定をしておりますけれども、これが3件の実績であるということで、これも申請主義であるということ、それから対象が旧、県の事業でありました非課税者を対象とする事業ということの継続の中で、対象者がなかったということで減額補正をさせていただいたものであります。

それから、歳入のところ介護保険のシステム改修事業費補助金でありますけれども、これは後期高齢者医療システム制度のシステム改修に対する2分の1補助の金額となります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第27号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第4号）

議長（佐藤公敏君） 日程第29、議案第27号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第27号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億526万5,000円としたいものです。

第2表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。これは、決算見込みに基づき所要額と必要財源を精査し、中川根区域分について補正する内容になっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水、9ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は5万8,000円の増額です。これは、水道施設を良好に管理運営できるよう、維持、修繕に対し迅速に対応するための経費の計上をお願いするものです。

第2項水道建設費は、田野口簡易水道整備事業について県補助金の交付決定と簡易水道事業債の借入許可額に合わせ、財源更正するものです。

第3款、第1項公債費は19万2,000円の減額です。これは、平成17年度許可分の水道債の利子が確定したことによる減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水、7ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は240万円の増額です。簡易水道建設費補助金の決定によるものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は6万6,000円の増額です。これは、田野口簡易水道整備事業への補助金と起債が決定したことによる不足分の増額と、長期債償還利子が確定したことによる減額の差額です。

第9款、第1項水道債については、第2表、地方債補正にて説明させていただきます。

第2表、地方債補正につきましては、簡易水道事業債を260万円減額し3,110万円に借入限

度を補正するものです。起債の借入許可額に合わせるものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 平成19年度川根本町一般会計予算

日程第31 議案第29号 平成19年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

日程第32 議案第30号 平成19年度川根本町老人保健特別会計
予算

日程第33 議案第31号 平成19年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

日程第34 議案第32号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

日程第35 議案第33号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計
予算

議長（佐藤公敏君） 日程第30、議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算から、日程第35、議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第28号、平成19年度川根本町一般会計予算の概要について御説明いたします。

一般会計当初予算の総額は歳入歳出それぞれ56億2,000万円としたいもので、前年度と比べ8億6,000万円、率にして13.3%の減額となる緊縮型予算を計上させていただきました。

情報社会の進展の中、住民の生活圏は広域化し、価値観も多様化しています。より豊かな生活を求める行政需要は常に変化しながら、ますます細分化・拡大化しています。国からも、少子高齢化対策、循環社会の構築、地球環境問題の対応などの重要施策課題を進める上で地方自治体に大きな役割を果たすことが期待されるなど、さらなる地方分権、独自施策の推進が求められています。しかし、財源に限りがある地方公共団体がすべての行政サービスを維持・拡大していくことは財政の持続的運営の面からも大きな課題を残します。近年、地方公共団体の行財政運営について経営という言葉で表現され、健全な財政運営を推進する中で真に必要な行政サービスを的確に、迅速、効率的かつ経済的な方法で提供することが求められております。

旧町も含めた当町の財政運営は、平成13年度から基金の取り崩しに頼るものになり、平成17年度決算による実質単年度収支は3億円以上もの財源不足が生じています。川根本町として持続可能な経営を確立していかなければなりません。そこで、平成19年度の当初予算編成では、当町の歳入規模、身の丈に応じた中で新町建設計画の基本方針に基づいた予算を編成する。新町としてさらなる効率性と有効性を追求することにより、合併効果と行財政改革を推進する。過去の行政サービス、施設の管理運営等を検証し、真に必要な住民ニーズに即した事業の予算化に努めるなど、行政運営の選択と集中を進める。この3点を柱に、住民との協働によって身近で効率のよい行政運営を充実させるとともに、地域資源を生かし、住民の暮らしや伝統文化・風土を守る仕組みを再構築し、新町建設計画の理念を尊重した「水と森の番人が創る癒しの里～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」を創造していくための当初予算を編成いたしました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目別に入る前に、一般会計歳入歳出についておおまかな説明をさせていただきます。

国は、平成23年度に国と地方の基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、平成19年度予算編成に当たっては歳出改革路線を強化し、行政のスリム化・効率化を一層徹底することとしています。地方財政計画においても、地方財政の借入残高が多く、今後その償還負担が高水準で続くことに加え社会保障関係経費の自然増も見込まれるところであり、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されています。現下の極めて厳しい地方財政の状況、国・地方を通じる歳出・歳入一体改革の必要性を踏まえると、引き続き地方公共団体においては地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を図ることを急務です。

国や県も厳しい財政状況が継続しています。財政再建を目指し歳出削減に向けた制度改正が活発になり、町の財政を取り巻く環境はさらに厳しいものとなっていますが、限られた財源の中で公営住宅及び若者定住促進住宅整備、町営水道施設の新設・改良整備、エコアクション21認証取得、100年の森づくり構想の策定、農林業センターの充実、茶工場建設補助など、住宅環境整備、生活環境整備、環境対策、産業振興などに重点を置き、現下の財政状況を十分認識し、平成18年10月に策定した新行政改革大綱の具現化に向け、合併を契機としたさらなる行財政全般にわたる改革を積極的に計画的に進めることにより、効率的かつ創造的な経営を目指してまいります。

まず、歳入予算から見ていくと、財源の構成では自主財源39.9%、依存財源60.1%になっており、地方交付税が歳入全体の38.3%を占めております。財源不足を補うための基金繰入金11.1%、町債が7.5%を占める予算となっております。町税は23.1%、支出金は10%となっております。地方交付税の制度改正では税源移譲によって財政力格差が拡大しないように配慮しつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を当面100%算入することにより、地方交付税を減額するとしています。地方交付税については、平成18年度の実績と臨時財政対策債への振り替えが9.5%の減額になること、税源移譲に伴い減税補てん特別交付金と減税補てん債が廃止されることに考慮し、前年度対比5,000万円増額となる21億5,000万円とし、臨時財政対策債については前年度対比4,000万円の減額となる2億円を計上しました。国庫支出金については5.9%の減額、県支出金については第五期山村振興対策事業のうち2事業が終了したことなどから2億1,230万円、率にして32.8%の大幅な減額となりました。

主要事業の財源として町債の借入れについては、後年度負担の軽減を優先し、借入残高の抑制を図りながら、元利償還に対して交付税措置のある過疎対策事業債、合併特例事業債を積極的に活用することにより、3億6,930万円の減額となる4億2,340万円を計上しました。基金繰入金については、前年度対比2億3,881万円の減額となる6億2,617万9,000円を計上させていただきました。健全な財政運営に配慮しつつも、財政調整基金のほかまちづくり基

金や社会福祉基金など、事業の目的に合った基金を大幅に取り崩すことにより財源を確保しました。

歳出予算の目的別では、住民の協働、助け合いによる福祉の向上を目指したボランティア団体育成補助金の創設、外出支援サービス事業の充実、金谷特別養護老人ホーム建設補助金のほか、子育て支援、町内保育園の運営、国民健康保険・老人保健・介護保険への繰出金など福祉の充実を目指す民生費が18.6%を占め、続いて、長島ダム接岨峡周遊コース整備事業のほか、持続可能な循環型社会構築に向けたエコアクション21認証取得事業を初め、これらかの新しいまちづくりの地域コミュニティの活性化に重点を置いた総務費が17.6%を占めています。起債の元利償還金である公債費が16%、水道施設の整備及び運営支援のある衛生費が10.5%、学校教育の充実と生涯学習の推進を目指す教育費が9.8%、川根茶ブランド体制強化事業、第五期山村振興対策事業、県営中山間地域整備事業、間伐対策を初めとした景観整備事業など、環境整備も含めた産業振興としての農林水産業費が9.7%を占めています。

性質別では、道路や公共施設を建設するための投資的経費は13.7%と、前年度より10.5ポイント減少しています。デジタル移動通信システム整備事業を後年度に繰り延べたこと、第五期山村振興事業による飲料水供給施設の新設整備、川根茶体験施設建設が完了したことにより大幅に減少しています。飲料水供給施設の改良整備、茶工場建設補助、公営住宅及び若者定住促進住宅整備事業の住宅の建設、消防団詰め所建設、道整備交付金を活用した町道・林道整備など、環境整備、産業振興、定住人口促進、防災と安全、基盤整備など、生活に直結した事業を実施していきます。各種団体への補助金、広域組合の負担金など補助費等は前年度より2.0ポイント増加の14.6%となり、特別会計への繰出金は8%を占めています。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は44.5%と、前年度より7.6ポイント増加しています。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は7,086万5,000円です。前年度対比53万6,000円の増額です。

第2款総務費は9億8,780万1,000円です。前年度対比4,507万1,000円の減額です。主な事業としては、エコアクション21認証取得、大井川鉄道緊急整備補助金、長島ダム遊歩道整備事業、今年度に引き続き、地球緑化センターからの緑のふるさと協力隊員1名の派遣をいただいた縁結び事業などの交流事業のほか、地域づくりの核となる自治会振興費やコミュニティ施設整備事業など、町民が参加し、これからの川根本町を創造しながら活力ある地域づくりを推進します。

第3款民生費は10億4,621万4,000円です。前年度対比2,123万8,000円の増額です。金谷特別養護老人ホーム建設補助、平成20年度からの後期高齢者医療制度開始に向けて電算システム改修事業のほか、心身障がい者支援費、社会福祉協議会補助金、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金などが主なものでございます。

第4款衛生費は5億9,024万9,000円です。前年度対比317万2,000円の増額です。ごみ処理基本計画に基づくスチール缶の分別収集を初め合併処理浄化槽設置補助金などの環境対策費、

町営水道未普及地区の解消を目指した田野口地区簡易水道新設整備により安定した給水を目指し、また千頭西地区配水管布設替工事に伴う簡易水道事業特別会計の繰出金、池の谷開蔵飲料水供給施設整備、高齢者インフルエンザ予防接種助成などが主なものであります。

第5款労働費は225万1,000円です。前年度対比3,000円の減額です。

第6款農林水産業は5億4,212万4,000円です。前年度対比3億290万4,000円の減額です。県営中山間地域総合整備事業負担金による南部地区・奥大井地区の基盤整備、中北部地区の調査業務、第五期山村振興対策事業による集落道新設、作業用車両の購入、作業所トイレ等の建設を初めとした農林業センター運営事業費などの体制強化も含め、川根茶ブランドをより強固なものに確立していきます。また、森林整備地域活動支援事業交付金、景観林保全事業、町・業者・林家の共同による100年の森づくり構想策定、バイオマスタウン構想策定事業など、森林資源を有効に活用した環境保全や仕組みづくりにも力を注いでいきます。

第7款商工費は2億2,920万5,000円です。前年度対比8,680万1,000円の減額です。まちづくり観光協会との連携を密にしながら、原生自然環境保全地域など世界遺産に匹敵する豊富な自然資源を核としたエコツーリズムの考え方を背景とした奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想推進事業と体験ツアーの実施や、崎平駅前公衆用トイレ建設など施設整備を行い、交流人口の増加と地域振興を目指します。もりのくにについては指定管理者制度を活用し、音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、ウッドハウスおろくぼなどの町営観光施設の運営事業についても、経営感覚を持って集客能力の向上と町のイメージアップに努めてまいります。

第8款土木費は2億7,995万1,000円です。前年度対比1億7,151万1,000円の減額です。道整備交付金を活用した町道の改良、急傾斜地崩壊対策事業など、防災と安全の向上を推進します。また、住宅環境整備として沢脇団地の公営住宅整備事業があり、平成18年度の追加補正に計上させていただいている若者定住促進事業とあわせ、若者を初めとした定住対策に取り組んでいきます。平成18年度からの賃貸住宅の供給も開始されますので、入居率の向上と適切な管理を目指します。

第9款消防費は3億9,165万8,000円です。前年度対比2億5,148万7,000円の減額です。消防団員の処遇充実、田野口詰め所建設、小型動力ポンプつき積載車更新、耐震性貯水槽新設などの消防施設整備を目指します。アマチュア無線の活用とオートバイの購入によるオフロードバイク隊の充実など災害時の情報収集能力の向上、また寸又峡・接岨峡の観光地を有していることから、観光客も含めた災害対策の充実を目指します。

第10款教育費は5億4,864万5,000円です。前年度対比1億673万2,000円の減額です。特別支援臨時講師の配置を含めた小・中学校の教育振興のほか、カヌーのまちづくり事業、スクールバス1台の更新、私立幼稚園の運営助成金の充実、生涯学習などを推進します。

第11款災害復旧費は1,420万1,000円です。前年度対比134万円の減額です。迅速な対応を目指します。

第12款公債費は9億183万6,000円です。前年度対比8,090万3,000円の増額です。地方交付

税の財源不足を補う形で発行される臨時財政対策債の借入残高が増額していることなどにより、元金が5,802万9,000円、利子が2,287万4,000円の増額になっております。

第13款予備費は1,500万円です。

次に、歳入でございます。

第1款町税は12億9,787万1,000円です。前年度対比8,806万2,000円の増額を見込みました。第1項町民税は8,920万円の増額です。所得税から個人住民税への税源移譲として、個人は9,620万円の増額、法人は7,000万円の減額です。第2項固定資産税は283万8,000円の減額です。償却資産の減額を見込むものです。

第2款地方譲与税は5,500万円です。前年度対比6,000万円の減額となりました。これは、前年度まで国庫補助負担金の一般財源化に伴う税源移譲として所得譲与税の交付がありましたが、住民税の税率改正とともに廃止されたことによるものです。

第3款利子割交付金は100万円です。

第4款配当割交付金は100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は10万円です。

第6款地方消費税交付金は8,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は4,000万円です。いずれも前年度同額を計上させていただきました。

第8款地方特例交付金は600万円で、前年度対比3,100万円の減額です。第1項地方特例交付金は、減税補てん特別交付金の廃止により地方手当の拡充に伴う地方負担の財源措置として100万円を、第2項特別交付金は減税補てん特別交付金の廃止による経過措置として創設され、500万円を計上しました。

第9款地方交付税は21億5,000万円です。前年度対比5,000万円の増額です。普通交付税を20億、特別交付税を1億5,000万円計上させていただきました。

第10款交通安全対策特別交付金は100万円で、前年同額です。

第11款分担金及び負担金は3,074万7,000円です。前年度対比467万4,000円の減額です。

第12款使用料及び手数料は7,918万3,000円です。前年度対比3,288万7,000円の減額です。これは、もりのくのにの运营管理が指定管理者制度に移行したことにより、町の直接収入から外れたことによるものです。

第13款国庫支出金は1億2,619万7,000円です。前年度対比786万1,000円の減額です。

第14款県支出金は4億3,592万5,000円です。前年度対比2億1,230万円の減額です。

第15款財産収入は4,022万9,000円です。前年度対比2,115万7,000円の増額です。最近の金利の上昇に加え、平成18年度に地域振興基金を10億円積み立てたことにより、運用による利子分の増額を計上しました。

第16款寄附金は1,000円の科目設置です。前年度と同額です。

第17款繰入金金は6億2,618万1,000円で、前年度対比2億3,881万1,000円の減額です。特別

会計繰入金が科目設置の2,000円で、基金繰入金が6億2,617万9,000円です。

第18款繰越金は1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は1億2,026万6,000円です。前年度対比6,738万6,000円の減額です。これは、もりのくにの指定管理者制度への移行により食堂、売店収入が町の直接収入から外れたことと、財団法人静岡県市町村振興協会防災対策基金交付金の廃止などによるものです。主な歳入としては、公団造林から事業を受託して事業を実施することによる町有林の緑資源機構業務受託収入、桑野山地区千頭砂利株式会社跡地の整備について、自治総合コミュニティ事業助成などです。

第20款町債は4億2,340万円で、前年度対比3億6,930万円の減額です。過疎対策事業債が1億6,570万円、一般公共事業債が2,190万円、公共住宅建設事業債が2,580万円、合併特別事業債が1,000万円、臨時財政対策債が2億円です。

以上が、平成19年度一般会計予算の概要であります。よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

先ほど、第5款株式譲渡所得割交付金は10万円と申し上げましたが、100万円の誤りです。訂正いたします。大変失礼しました。

(「町民税の法人の方も」の声あり)

町長(杉山嘉英君) 失礼しました。第1款町税のうち法人は700万円の減額に訂正いたします。大変失礼しました。

続きまして、議案第29号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は歳入歳出それぞれ10億1,100万円で、前年度と比べ6,580万円の増額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は3,401万4,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

第2款保険給付費は6億6,824万1,000円です。療養給付費、高額療養費のほか出産育児一時金などの計上があります。

第3款老人保健拠出金は1億4,094万3,000円です。

第4款介護納付金は5,277万4,000円です。

第5款共同事業拠出金は9,583万3,000円です。高額医療費共同事業拠出金に加え、保険財政共同安定化事業拠出金を制度改正により計上しています。これは、高額共同事業交付金の支給対象金額の引き上げに伴い、市町村間の財政負担を軽減させるため設けられたものです。

第6款保健事業費は797万5,000円です。人間ドック等検査費用助成事業などの計上があります。

第7款基金積立金は15万円です。

第8款公債費は2,000円です。

第9款諸支出金は106万8,000円です。

第10款予備費は1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は3億3,104万3,000円です。

第2款使用料及び手数料は2,000円です。

第3款国庫支出金は1億8,144万9,000円です。

第4款療養給付費交付金は2億5,790万9,000円です。

第5款県支出金は3,326万1,000円です。

第6款共同事業交付金は8,721万9,000円です。

第7款財産収入は15万円です。

第8款繰入金は7,995万円です。一般会計繰入金が7,994万8,000円で、基金繰入金は科目設置の2,000円です。

第9款繰越金は4,000万1,000円です。

第10款諸収入は1万6,000円です。

以上が、平成19年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第30号、平成19年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,390万円で、前年度と比べ4,260万円の減額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。公費負担割合について、平成18年10月診療分から46%が50%に変更されています。過去の給付実績を考慮し、必要額を計上させていただきました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は11億7,389万円です。医療費の現物給付、現金給付及び診査支払手数料です。

第2款諸支出金は1万円です。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は5億9,069万2,000円です。

第2款国庫支出金は3億8,880万1,000円です。

第3款県支出金は9,720万1,000円です。

第4款繰入金は9,720万円です。

第5款繰越金は1,000円で、科目設置であります。

第6款諸収入は5,000円です。

以上が平成19年度老人保健特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第31号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は歳入歳出それぞれ8億5,520万円で、前年度と比べ260万円の増額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。過去の介護サービス量、給付実績、高齢者の利用意向等も考慮し策定しました。平成18年度から平成20年度までの3年間の第3期介護保険事業計画をもとに保険料と給付費等を見込み、必要額を計上させていただきました。平成18年4月から総合相談、支援、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを担うものとして、地域包括支援センターが健康増進課内に創設されています。さらなる充実を目指します。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は3,225万3,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は8億324万8,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は1,000円の科目設置であります。

第4款基金積立金は10万円です。

第5款地域包括支援事業費は1,953万1,000円です。保健師1名と社会福祉士1名を配置し、介護予防事業、総合相談事業等に要する経費を計上させていただきました。

第6款公債費は1,000円です。一時借入金利子の科目設置であります。

第7款諸支出金は6万6,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は1億2,069万3,000円です。

第2款分担金及び負担金は251万1,000円です。川根地域介護認定審査会運営に伴う構成町からの運営費負担金です。

第3款使用料及び手数料は1万1,000円です。

第4款国庫支出金は2億1,186万6,000円です。

第5款支払基金交付金は2億5,097万9,000円です。

第6款県支出金は1億2,419万4,000円です。

第7款財産収入は10万円です。

第8款繰入金は1億4,481万5,000円です。一般会計繰入金が1億3,574万7,000円、積立基金繰入金が906万8,000円です。

第9款繰越金は1,000円で科目設置です。

第10款諸収入は3万円です。

以上が、平成19年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第32号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,940万円で、前年度と比べ850万円の増額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表のとおりであります。旧両町で給水使用料の料金体系、施設の整備状況、起債残高が違うことから、引き続き一国二制度で運営していきます。町営水道未普及地域の解消を目指した簡易水道建設費と施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は3,654万4,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は2億3,778万9,000円です。中川根区域では町営水道未普及地域の解消として田野口地区施設新設事業があり、年度末の給水開始を目指しています。本川根地区では、千頭西配水管布設替事業など施設の改良整備が主要事業としてあり、さらなる安定給水を目指します。町営簡易水道施設を良好に管理運営するための経費を計上しています。

第3款公債費は1億2,406万7,000円です。水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は296万円です。田野口簡易水道への加入負担金が主なものです。

第2款使用料及び手数料は1億1,615万1,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款国庫支出金は6,320万円です。田野口簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第4款県支出金は170万円です。これも田野口簡易水道の施設整備に係る簡易水道建設費補助金です。

第5款財産収入は15万7,000円です。

第6款繰入金は1億2,838万1,000円です。安定給水を目指した施設整備と公債費の負担軽減を図るための支援として、一般会計繰入金が主なものです。

第7款繰越金は320万円です。

第8款諸収入は5万1,000円です。

第9款町債は8,360万円です。過疎対策事業債が4,180万円、簡易水道事業債が4,180万円です。それぞれ田野口の簡易水道の施設整備に係る起債です。

以上が、平成19年度簡易水道事業特別会計の概要です。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

次に、議案第33号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計の予算について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は歳入歳出それぞれ2,240万円で、前年度と比べ470万円の減額です。歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は第1表のとおりであります。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための石綿管布設事業と、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

それでは、歳出から説明いたします。

第1款総務費は905万1,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は1,319万9,000円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は5万円です。

第4款予備費は10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は478万5,000円です。

第2款財産収入は5万円です。

第3款繰入金は1,746万2,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は10万円です。

第5款諸収入は3,000円です。

以上が、平成19年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は、議案第28号から議案第33号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 質疑になるかどうかわかりませんが、町長がただいま予算説明されるときに、とても詳しい提案理由の説明、また町の方向とか財政問題とか中身を話されたものですから、それについてメモのコピーを配付していただきたいんですけども。

議長（佐藤公敏君） 町長、お願いできますか。

町長（杉山嘉英君） 冒頭のあいさつと今の予算の関係について、議長と協議して必要なものを出させていただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第33号までは、13名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま予算特別委員会に付託しました議案第28号から議案第33号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月13日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第33号については、3月13日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第36 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

議長（佐藤公敏君） 日程第36、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を議題とします。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員から4名を選出することになっておりますが、候補者が5名となったため今回選挙が行われるものです。この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとなりますので、御承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長 (佐藤公敏君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に 1 番、山本信之君及び 2 番、中田隆幸君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

議長 (佐藤公敏君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤公敏君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長 (佐藤公敏君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤公敏君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長 (佐藤公敏君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(投 票)

議長 (佐藤公敏君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (佐藤公敏君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、山本信之君及び 2 番、中田隆幸君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議長 (佐藤公敏君) 選挙結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票 0 票。

有効投票のうち 安部庄太郎君 13票
大石信生君 1 票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

散 会

議長(佐藤公敏君) お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月15日までの9日間、休会にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、3月15日までの9日間休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時31分